

**ガイドライン運用面の見直し
ワーキンググループ
(環境社会配慮の方法)**

「気候変動にかかる環境社会配慮確認における取扱い」

「社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議」

日時 平成26年10月20日(月) 14:02 ~ 17:35

場所 JICA本部1階 112会議室

(独) 国際協力機構

助言委員（敬称略）

石田 健一 東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門行動生態計測分野 助教
作本 直行 日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮審査役
塩田 正純 元 工学院大学 工学部 建築学科 元教授
柴田 裕希 東邦大学 理学部 専任講師
清水谷 卓 山口大学 大学研究推進機構 研究推進戦略部 URA
谷本 寿男 元 恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授 /
社会福祉法人 共働学舎 顧問
二宮 浩輔 山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科 准教授
日比 保史 一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン
代表理事
松下 和夫 京都大学 名誉教授 / 地球環境戦略研究機関（IGES）シニアフェロー
松本 悟 特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 顧問 /
法政大学 国際文化学部 准教授

JICA

< 事務局 >

宮崎 桂 審査部 次長
山邊 卓 審査部 審査役
柿岡 直樹 審査部 環境社会配慮監理課 課長
加治 貴 審査部 環境社会配慮監理課
田中 祐太郎 審査部 環境社会配慮審査課
柴田 夕羽 審査部 環境社会配慮審査課

午後2時02分開会

柿岡 それでは、もう2時を過ぎておりますので、まだ来られていない委員の方もいらっしゃるかもしれませんが、本日の第4回運用見直しのワーキンググループを始めさせていただきますと思います。

まず、お手元の資料でございます。本日議題が二つありまして、複数資料がございますのでご確認をお願いします。

一つ目、「社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議」のパワーポイント資料と、それからA3見開きとなっておりますけれども質問と回答というこちら直前まで準備させていただいているものでございます。

それから、同様のものが気候変動のほうでもございます。パワーポイント資料と、事前質問及び対応表となります。

あわせて、各委員の皆様からいただいている委員ごとの質問表につきまして別途お配りしているかと思っておりますので、以上5点お手元に資料があるかと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、本日二つ議題がございますので、まず一つ目の「社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議」から始めさせていただきますと思います。二つの議題がありますので、おおよその目安で1時間半、1時間半を上限と考えていきたいと思っております。できるだけコンパクトに進行できるように、簡単に資料をご説明の上、基本的にはいただいた質問に対する回答をご説明する時間と質疑応答等に時間を配分したいと思っておりますので、ご協力ご理解いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

特に主査のほうから何か。よろしいでしょうか。

それでは、早速でございますけれども事務局から、この「社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議」に関するご説明を簡単にさせていただきたいと思っております。

柴田 よろしくお願いいいたします。審査部の柴田と申します。

こちらの資料、事前に配付させていただいたものと同じになります。「社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議」ということで資料をまとめさせていただきました。

まず最初のスライドのほうでは、JICAガイドラインの社会的弱者への配慮に関する文言について赤字で示させていただいております。社会的合意の部分と、先住民族の記載のところに記載がこのようにされております。

また、JICAホームページで公開しておりますFAQで、現在この5ページ目と6ページ目の全部で七つのFAQが、ステークホルダー協議に関する質問ということで掲載をしております。そのうち弱者配慮というところでは、この一番下の二つの質問について、今回の議題に関連するのではないかと考えております。

論点といたしましては、過去の助言委員会のほうで主な意見として出たものはステークホルダー協議に関して、スコーピング段階では例えばジェンダー、マイノリティにこういった配慮が行われたのかが明記されていないケースが多い。実施マニュアル

等でステークホルダー協議で必要な配慮について何が義務的であるか明記されたほうが後々の審議がしやすいと思われるといったご意見を頂戴しております。ステークホルダー協議における「意味ある参加と意思決定プロセス」がわかるよう記録を残しておくことが極めて重要であるというご意見もいただいております。

また、あわせて途上国のヒアリングのほうを行ってございまして、こちらから出てきた意見としては社会的に脆弱なグループとして障害者の世帯など、ガイドラインに記載されている対象以外も考慮すべきというご意見をいただいたりしております。社会的に脆弱なグループの意思決定プロセスに対する実施機関の関与が乏しいというご意見もいただいております。先住民族との協議は他の住民と分けた、かつ特別な方法で行うべきといったご意見もいただいております。

これらのご意見を踏まえましてステークホルダー協議に係る論点としては、下記の2点に集約されるとまとめております。一つ目が社会的弱者となり得るグループについて、二つ目は社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議の計画・実施ということで設定させていただいております。

検討方針は、これらの2点の論点について国際機関のガイドラインの比較検討や、JICAの過去の事例を確認するとさせていただいております。

続いて、国際機関のガイドラインの比較検討になりますが、こちらは事前に資料を配付していることと時間的制約がありますことから、簡単なご紹介とさせていただきたいと思っております。

まず、世界銀行のほうでOP4.01と4.12をレビューさせていただきました。こちらについては、具体的には貧困ライン以下の人々といった方を移転対象者として弱者に配慮を求めているといったような記載がありました。あとは、先住民族の規定のOP4.10のほうでも、同様の記載がありました。

ADBでは、Safeguard RequirementsのEnvironmentのところでのこのような形で記載があるのですが、具体的な配慮の方法や弱者についてはどういう人々が含まれるかについては、記載がありませんでした。一方、住民移転のほうでは具体的にこういった人々に配慮が必要といった記載がありました。先住民族については、ジェンダーですとか若者・子供らの関心事項を含めるべきといったような記載がございました。

IFCのほうでは Performance Standard の1のほうに、若干ほかの機関に比べて詳しいような形でこういった弱者の事例が出されております。こちらの Standard の1になりますが、ステークホルダー協議の過程でこういった配慮が必要ですよという文言が書かれておりました。また、こちらが住民移転にかかわる Performance Standard 5になりますが、こちらでは女性の視点を含めることが重要といったことが書かれてございまして、先住民族の規定のほうは Performance Standard 7になりますが、こちらについては特に社会的弱者という部分においての規定は書かれておりませんでした。

短い説明で申しわけありませんが、3機関の国際機関の規定を簡単にまとめさせてい

ただきますと、社会的弱者の例示というのはドナーによって範囲が異なりまして貧困層、女性、先住民族、障害者の範囲では共通して述べられていますが、配慮が求められる弱者について最も書かれていたのがIFCの Performance Standard になります。社会的弱者への配慮については、「社会的弱者を内包したコンサルテーション」ですとか「社会的弱者のニーズを考慮したコンサルテーション」といったレベルの記載はあったのですが、それ以上踏み込んだ具体的な配慮方法については余り言及されていないのが実情でした。

こちらのスライドにまとめさせていただきましたのは世界銀行、ADB、IFCのセーフガードポリシーを参照して、配慮が必要な社会的弱者となり得るグループ・ステータス・要素を以下に抽出させていただいたものです。ただ、ここ以外にも社会的弱者となり得る方々というのは案件や国によってはあるかと思しますので、柔軟に解釈をする必要があるのではないかと考えております。

続きまして、JICAの過去の事例をご紹介をさせていただきたいと思えます。

一つ目はこちら、バングラデシュの橋の案件になります。ダッカ・チッタゴンの国道1号線上に位置する橋梁の改修及び新設ということで、実施機関は運輸省の道路局道路・国道部になります。

まず、こういった配慮をこの案件で行っていたかといえますと、協議の開催通知方法で配慮が行われていました。というのも、スコーピング段階の助言で識字率がこのエリアでは低いのではないかというご指摘をいただきまして、ステークホルダー協議の開催通知方法の配慮がなされました。新聞への開催通知方法ですとか、口頭でモスクでマイクを使用して通知したりですとか、いろいろな形で通知を行っております。

また、女性への配慮もこの国では必要だろうということで、女性は慎み深くあるべきという伝統もあり女性の意見をくみ取ることが難しいことが想定されましたので、男女一緒の協議に加えて、女性だけを対象としたフォーカスグループミーティングが行われておりました。こちらの内容としましては、寄せられた意見・関心は男性も女性も同様に移転に対する十分な金銭的な補償について意見が出ておりました。

ということで、こちらは社会的弱者への配慮が具体的に行われた事例として今回ご紹介させていただいております。

こちらの2件目のほうは、チュニジア国のラデス・コンバインド・サイクルという火力発電所の案件になります。敷地内に既存の発電所がありまして、本事業は増設の扱い、周辺は工業地帯という背景です。実施機関はチュニジア電力・ガス公社になります。

こちらについても、助言委員会のワーキンググループのほうでスコーピング段階でステークホルダー協議開催時に女性への配慮も求められていました。ワーキンググループの議論の中身としましては、イスラム教徒の国ということで女性が発言しやすい環境にあるのかわからないというようなご意見が出て、このような助言をいただいて

おります。

そちらを受けまして、実際に案件の中では女性の参加者を増やすために、ステークホルダー協議の開催通知方法は当初は招待状の送付のみということで考えていましたが、以下の方法を含む形に改善がされました。一つ目は、女性団体への招待状の通知ですとか、サイト近傍の居住区への掲示、あとは新聞広告へ2回広告を掲載することで、県からも関係者へ通知をすることで、より幅広い参加者を求める形で、かつ女性も内包するような形でステークホルダー協議を開催すべく改善が行われました。

しかしながら、結論としましては女性の参加率は少なかったのですが、そもそも既存施設がサイト内にありまして最寄りの居住区も産業地区に隣接していることから、近隣の住民の関心がまず高くないことがありまして、全体としてステークホルダー協議の参加率というものの自体が上がりませんでした。

さらに、女性の社会進出の背景といたしましても、バングラデシュと同様チュニジアもイスラム教徒が多数を占める国なんですが、実際に女性はベールをかぶっていない方も多く西洋的なスタイルの方も多く見られました。チュニジア全体としても女性の発言権は非常に強くて、地位が虐げられている状況ではないということが現地でも確認されました。

よって、国によってですとか案件の背景によってステークホルダー協議の配慮方法というのは適切な方法というのが異なるということで、このチュニジアのケースでは必ずしも女性の意見が出にくいという環境ではなかったという事例として示させていただきます。

ここまでのまとめとしまして、国際機関のセーフガードポリシーのレベルでは、ステークホルダー協議の計画時及び実施時の留意点に関して詳細な配慮方法の記載は確認できませんでした。また、JICAの事例2点挙げさせていただきましたが、国及び案件によって社会的弱者の範囲ですとか最適な配慮の方法は異なるということが確認されました。

実際の運用といたしましては、各案件ごとにグッドプラクティスを重ねているところであります。また、各ドナーのほうでステークホルダー協議の計画・実施に関するガイドラインやハンドブックが作成されていまして、こういった資料が実際にほかのドナーでつくられております。

こちらを受けまして、JICAの今後の運用方針といたしましては、まず「社会的弱者となりうるグループについては、国や案件の背景に応じて柔軟に判断し、ステークホルダー協議の計画時及び実施時に適切な配慮を行う。」、2点目のほうが「協議の計画・実施の論点については、国際機関が作成しているHandbook等を参考に、適切な配慮がなされているか確認する。」といたしました。

こちらの運用方針を受けまして、FAQの改訂案を今スライドの27ページと次のスライド28ページで示させていただきます。

まず1点目の「ステークホルダー協議が適切に行われたかをどのように確認するのですか？」と、「別紙2においてステークホルダー協議が行われ、協議記録等が作成されていなければならないとあるが、協議が行われているか否かをJICAとしても確認するのですか？」という、この2点の質問を修正及び統合いたしまして、改訂したFAQ、質問のほう、一つ目がこちらになります。

「ステークホルダー協議の計画・実施する際にどのような人々を社会的な弱者として見なし、配慮を行うべきとJICAは考えているのですか？」という質問を設定させていただきました。

回答といたしましては、ガイドライン別紙1では「女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、…適切な配慮がなされていなければならない。」と記載されておりますので、先ほどの国際機関のセーフガードポリシーをレビューした結果、一覧で社会的弱者となり得る人々を示させていただきましたが、ガイドラインで明記されている人々以外ということで、こういった人々も弱者になり得るのではないかとということで、記載しております。ただし、国や案件の背景により弱者は異なりますので、こちらに記載した要素に限定することなくステークホルダーの把握を行い、社会的弱者への配慮をしたステークホルダー協議が行われるべきと考えます、という形で結ばせていただいております。

二つ目のFAQのほうですが、こちらは「ステークホルダー協議を計画・実施する際の留意点（社会的弱者への配慮も含む）は何ですか？」という質問に設定させていただいております。

回答といたしましては、環境ガイドライン上では、別紙1では「女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については」といった形で、適切な配慮がなされていなければならないという記載があります。ガイドラインの本文をご紹介した上で、JICAとしてはドナーや国際機関等が作成しているステークホルダー協議の計画実施に関するハンドブック等を参考とし、適切な配慮が行われているか確認を行います。

具体的な報告書への記載内容といたしましては、環境社会配慮、用地取得・非自発的住民移転に関するステークホルダー協議が行われた場合、報告書に最低限、以下の項目が記載されるべきと考えます、としております。内容としては実施日、場所、方法、参加者、協議内容、参加者からのコメント、実施機関による返答、寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、協議の議事録、さらなる協議が実施される予定ならばその計画といった形で、この内容が報告書に記載されるべきということで回答案を結んでおります。

説明のほうは以上になります。

松下委員 本日は全体の司会と取りまとめを、松本副主査にお願いします。

松本主査 では、よろしく申し上げます。

二つありますが、事前に出されたものを拝見すると、やはり気候変動のほうがいる

いるテクニカルにも要素が多いかと思しますので、なるべくこちらのほうは1時間半に到達しないぐらいでうまくまとめられたらと思います。

では、お手元の資料のスライドごとにまとめていただいたもので進めさせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。もし漏れとかがありましたら、ご提出された委員の方々に自分の言ったものが入っていないというようなものが、もしお気づきになったら後でご指摘ください。

では、これ人ごとというよりは、この番号ごとにかかせていただきたいと思いますが、なかなかくりが難しいですが。

最初のスライドの4番目、よろしいですか。では、4について塩田委員と石田委員から質問がいずれも出されていますが、塩田委員と石田委員、簡単にご説明いただければ。

塩田委員 ちょっと気になったのは、この2番の女性、子供、老人のところに、「非健常者」というのを追加したらいいのではないかと思うのですが、この文章の中には「障害者」という言葉になっているので、ちょっと勘違いしたら困りますが何か差別用語のような気がしました。それで、ほとんど今は非健常者、健常者と非健常者と分けているので、それで新たにそのような追加が可能であればそのようにしていただいてもいいのかなと思って、ちょっと質問しました。

松本主査 回答を受けてはいかがですか。FAQで内包しているという回答なんです。

塩田委員 でも、後ろのほうを見たら何か書いてあるのですか。書いていないような気がするのですが。改訂FA と のところを読んでいたら……この内包というのは社会的弱者の中に入っているということなんですか。

柴田 はい。こちらで書かせていただいているとおり、ガイドラインで明示的に言われているのは、ここの「女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等」となるんですが、この「等」の解釈が今幅広いので、明確にある程度例示をしたほうがいいだろうと考えまして、ここに明記されている人々以外にも障害者、若者といった形で事例を出させていただいております。一番最初に障害者という記載はありますので、塩田委員にご指摘いただいた点は含まれております。

塩田委員 ちょっと用語が気になったので、「障害者」という用語。それを「非健常者」に。「障害者」と言うと結構身体のほうですよ、だけれど精神的なものも入るんでしょう、基本的に。

松本主査 まあ、しかし一般に障害者の中には両方入るという意識でしょうか……

塩田委員 入っているわけですね。「非健常者」のほうが入っているというのはわかりますよね。「障害者」よりは何か幅が広いような気がするんですけど、用語として。

作本委員 英語だったら何でしょうね。

柴田 disadvantagedですね。IFCのほうでは、そのdisadvantagedの中に身体的なもの
と精神的なものも両方内包するということが書かれておりました。

作本委員 国際的にはこれ、どっちの用語を選んでいると、そういう議論はないん
ですかね。確かに流れだから健常者というのが好ましいのは私も同じなんですけれど、
国際的にこういうところがどっちの用語を使い分けしているかがあれば。

松下委員 では、これはどちらが適切か再度検討していただいて、適切な言葉にし
ていただいて。

柿岡 すみません、委員会として「障害者」という言葉を使ってはいけないという
ご意見ということでもよろしいですか。今度の見直しにおいてガイドライン本文の修正
は基本的には行わないと考えてはいるのですけれども、これはもう今現在使ってはい
けない禁止用語だというお考えで、すぐにでも直すべきということなのか、我々こう
いったことも含めて包含しているというご説明を差し上げているところではあるんで
すけれども、さらにどういう方法があるかという、使ってはいけない言葉を使うな
ということかなと今思ったんですが、いかがでしょう。

松本主査 いかがですか。一般的には確かに日本でも「障害者」という言葉は……

塩田委員 最近使わないでしょう、「障害者」という言葉。

松下委員 そこら辺りの根拠が、塩田委員がもし明確にあるのであれば出していた
だいてですね。もし、我々私のほうは特に明確な根拠は持っていないので、それを
JICAのほうで調べていただいて、具体的なルールがあればそれに従ってやるというこ
とで、いかがかと。

松本主査 では、これについては改めて昨今の用語を確認して、「障害者」という
言葉が一般的に使われていて精神、身体両方含んでいるということであれば、塩田委
員としても言っていることは同じであるという、そういう理解でよろしいですか。

塩田委員 ええ。

松本主査 ありがとうございます。

水源については、これはいかがですか。

塩田委員 これはもう、入っていますということで、わかりました。

松本主査 わかりました。

では、石田委員よろしく申し上げます。

石田委員 考えてみれば2番はこれガイドラインの文章なので、そもそも今回変える
対象じゃないということなんですよね。だから落としてください。

松本主査 わかりました。ありがとうございます。

特にほかに4番目のスライドでなければ、じゃあ5番目のスライドにいきたいと思
います。スライドの5をお願いします。

谷本委員からお二つ、塩田委員から一つということで、では谷本委員からお願いし
ます。

谷本委員 3番目のポイントは、ちょっと言葉が「プロジェクト」とか「事業」とかありますので、整理をきちんとしていただいたほうがいいんじゃないかということで、JICAとして考えておられるならそれで結構です。

それから、飛びまして5番目ですね。ここも同じようにあるんですが、「個別」とか「各」とかいうのがあってちょっと気になるものですからという点と、「周辺状況」というのはどういうことなんだろうかなというようなことで、ちょっとわかりにくいんじゃないかなというようなことでコメントをさせていただきました。回答のほうも「周辺状況と理解しています」ということで、そのままおうむ返しをされているんですけども、どういうことなんだろうかということですね。

以上です。

松本主査 では、まず3番目の「プロジェクト」の定義ですが、本文にはあるけれどもFAQでは特に書いていないというところだと思うんですが、この辺りはFAQでも重ねて書くという大変ですか。定義のところですが。

確かに「事業」とか「プロジェクト」とかというのが何を指すのかというのはいつも議論にはなるので、FAQの部分にもその定義がわかるように示されておくことは、不必要とまでは言えないのかなというふうにも思いますが。

柿岡 FAQの中にも多数のご質問がありまして、そのたびにプロジェクトとは何かというのを注記し始めると、FAQそのものが非常にくどい表現になるんじゃないかなと思うんですけども、全てにおいて必要でしょうか。我々は一度定義しているものを参照するという考え方で今FAQを整理していると理解しています。もしよろしければガイドラインにそういう用語は一律定義して、FAQでは改めてそういったものは繰り返さないで整理させていただければありがたいなと思うんですけども。

谷本委員 いいと思います。それで、きちんとわかればと思いますので。

松本主査 では5番目ですが、やはり「周辺状況」に対して「周辺状況」という答えが返ってきているというところですが、もう少し具体的に何を指すのかというところですが。

例示が必要ではないかという谷本委員のご指摘ですが、例えばどういうものかというのを今もしご説明いただければと思いますが。

柿岡 一応、既存のFAQに書いてあることで、あえてここを注記しなくてもいいのではないかということで、修正FAQとしてご提案をしているものではございませんが、プロジェクトの内容、それから周辺状況等ということから素直に考えますと、プロジェクトそのものの内容については前半で、それからそのプロジェクトの外側の面的な情報ですね、あるいはどういう状況なのかということそのまますべて周辺状況というまますべてですけども、周りはどういうものかということ踏まえつつ検討していくということかと。あえてここで細かな話を「等」の中に例示をしなくても、特にこの周辺状況に関してのみ例示をしていくということに対して、周りのほかの文章から見ても

バランスが悪く、現状維持と考えさせていただいているものでございます。

松本主査 谷本委員、いかがでしょうか。あるいは、何かこういう書き方のほうがもう少しわかるのではないかとか。

谷本委員 何なんでしょうね、この「周辺状況」って。非常に漠然としていると思うんですね。何かいい言葉があれば探していただいて、入れていただければいいんじゃないですかね。

あるいはもう「周辺状況」をとってあったらどうですか。「個別プロジェクトの内容等」にしちゃったほうが、むしろわかりやすいかもしれませんよね。

松本主査 他の委員の方もどうですか。「周辺状況」というのを入れないで「等」であれば、そのまま受けてもいいんじゃないかという今ご意見ですが。

柿岡 もし削除したほうがより解釈上望ましいということであれば、現在これを修正する案のFAQとしておりませんが、こちら「周辺状況」の部分を削除するものを修正案として改めてまとめたいと思います。

作本委員 後半は「周辺状況」をとっちゃうと確かにすっきりしてわかりやすいんですけど、同時にこの「内容等」としますと、「個別プロジェクトの内容」の中での内容プラス方法とか、個別プロジェクト内の「等」になっちゃうんですね。ですからこの後半の「周辺状況」を外まで見るのかということ、ちょっとまた別のマイナス面が出てくるんじゃないかなと思うんですが、単なる言葉遣いだけで。

柴田委員 確認なんですけれども今議論になっているこのFAQの部分は、改訂後もこのまま残るFAQということですよ。改訂FAQ案のほうに出てくる、その国や案件の背景により異なりますので、これこれに限定することなくステークホルダーの把握を行いという部分と、何か言っている内容が重なっているかと思ったんですけれどもここは同じことを言っている部分なんですか。

松本主査 現在のFAQではステークホルダーの範囲についてはこの3番目のところでまとまっているけれども、新しい案のものは実はステークホルダーの範囲もややここに入れつつ説明していると。

柴田委員 特に社会的弱者がということで、この新しい案は書いてある……

柿岡 今回の議論のトピックとなっているものも考慮して、今回新しくご提案申し上げているものです。

松本主査 つまり、ここの部分は弱者に限らずということですね。

いかがでしょう。あったほうが安全だという気もしますが。プロジェクト地以外のという、そういうかなりざっくりしたという、谷本委員のおっしゃるとおりだと思いますが、いかがでしょう。

作本委員 社会状況とか何か、やっぱり同じ抽象的な言葉しか言い方はないかと思うんですけれども、余計わからなくなっちゃうよね。

松本主査 多分、プロジェクトサイト以外という意味なのかなとは思いますが。

作本委員 これはステークホルダーの範囲を特定するための考える要素なんですよ
ね。

松本主査 そうでしょうね。

作本委員 プロジェクト自体プラス、やっぱり……必要ですよ。

松本主査 ほか、いかがですか。周辺状況とか。わかりにくいけれども、なくすと
逆に余りにも狭めてしまうという難しいところなのかと聞いていると思いますが、谷
本委員どうですか。

谷本委員 恐らくこの「周辺状況等」という言葉で、直接的、間接的にやはりプロ
ジェクトの受益者、被受益者というところを示そうということなんでしょうね。ステ
ークホルダー協議に来てほしいという人たちのね。

そういう面では、何か「周辺状況」という言葉が、まだちょっと気になるんです
よ。ですけど、このまま入れてわかるんだということであればそれで結構ですけども。

松本主査 ちょっと今のところ、代替案としていいのがないので、こういったニュ
アンスを示すのにもう少しいい言葉があればそれに置きかえるということで、ちょっ
とだけ、またJICAのほうに投げさせていただきますが、これで明確ということであ
ればこれでも仕方ないかなと。何か一言加えられてよりわかりやすくなれば、そのほう
がいいということにもなりますけれども。では、この点はそれをお願いします。

では、塩田委員4番目について。

塩田委員 これは確認しました。失礼しました。ページの1をちょっと読み落として
しまったので。

松本主査 では、ありがとうございます。

6番目のスライドにいきたいと思いますが、谷本委員からお二つ、質問とコメントと
いうことで、お願いします。

谷本委員 一番最初の6番目のところですね。これは事例がありますというのは、そ
うですかということですね。

それから、まさしくカットオフデートのことがなかったものですから、これどう処
理されるのかなと。当然ながらカットオフデート以降に入ってきている人たちは、も
う対象にならないというふうなことが明確になっておれば、もうこれでそれはこれで
結構です。これはもう、よくわかりました。

それと、7番目ですね。これもちょっとくどいようですけども、いろんな言葉があ
るので、整理できるところはしてほしいと。要するに記録のところですね。「議事
録」とか「協議の記録」とかいろいろあるので、できるだけ幅広く記録というものを
議事録だけじゃなくて、それ以外のものも場合によれば重要な記録としてあると思
いますから、その辺をうまく整理をしていただければと思います。そういう意味でコメ
ントしました。

松本主査 これについては回答としては、改訂のところは「報告書」という書き方

になっているということで。

谷本委員 結構です。そのように「報告書」というふうな形で、はい。

松本主査 では、それ、ちなみにその報告書って……まあいいや、いいんですが。じゃあ、よろしいということで、次にいかせていただきます。

7番目のことについては、二宮委員からですね。

二宮委員 すみません、ちょっとスライド番号が余り厳密じゃなかったかもしれませんが、私はここで、ここに限らずほかのコメントのところもそうなんですけれども、印象として感じたのは、先ほどのご説明のところ、スライドでいうとちょっと先の運用方針のところになるんですが、二つの運用方針が示されたところの2番目で、「協議の計画・実施の論点については、国際機関が作成しているHandbook等を参考に、適切な配慮がなされているか確認する」というところで、できればJICAのこのガイドラインを読んでも、それから、これまで5年間運用してきても、やはりステークホルダーの参加というところは他の援助機関と比べてもJICAは非常にフォーカスを当てている部分だろうと思うんですね。このガイドラインの最初の理念のところにも、かなり強い表現でそのステークホルダーの参加の重要性というのが書かれていますので、どちらかというとそのハンドブックを参考に、国際スタンダードに遅れのないところを確認するというよりは、もう半歩でも何か踏み込んだような議論ができればというふうな思いでコメントいたしました。

できれば、こういう国際機関が逆にJICAの運用を参考にするようなものができればいいのかなという気がいたしまして、それが何かということが私にも明確な答えはないのですが、そういうので幾つか何らかの明確なプロセスみたいなものを位置づけられればいいかなということの一つが、この7と8のところであったわけです。

それで、ほかまたあと出てきたところでもそことの関連でお話しさせていただければと思いますけれども、やっぱり参加を丁寧に確保する、なるべく細大漏らさずみたいなことをできるだけどこまでやるかということを考えていく、検討していく必要が、少なくともこの5年目の見直しで反映されなくても、10年目に向けてあるのかなという気がいたしました。

それで、例えばステークホルダー協議で非常に多くの人を対象になって、全ての対象者をカバーできないような場合は例えばペーパーベースの何か意見を吸い上げる仕組みをつくるとか、そういうものがもちろん案件ごとに必要であればそれを行っていただくということで、今までもそういうことをやっていただいたケースはあると思いますけれども、それをプロセスの中に組み込むというようなことができないかなということが、希望といたしますか、このコメントの背後にある考えであります。

ご回答については現時点ではできることとしてはそういうことだということでしょうから、承りたいと思います。

松本主査 二宮委員のこの書かれたのは、今のご説明でいきますと、FAQ案の の

ステークホルダー協議の実施の点の留意点で、その参加できなかった人に対してはどのようにフォローするかということについて今回書き加えたらどうかというご意見ではないですか。それとも、次回のその改訂のときにもう一度ということなのか。

二宮委員 そうですね、具体的に今回その書き加えられるのであればもちろんそういうような検討ができればいいと思いますが、提案しておいてこう言うのもあれですけども、なかなかそう簡単にいくものでもないのかなという気がいたしますので、少なくとも検討材料にはしていただきたいなという。

松下委員 例えば今後の検討課題として、論点として残しておくというようこと。

二宮委員 そうですね、はい。

松本主査 では、そういう扱いでよろしいですか、これにつきましては。ステークホルダー協議に参加できなかった人たちへの対応をどうするのかというところですね。ありがとうございます。

では次、同じ8番ですが、石田委員お願いします。

石田委員 8番、ありがとうございます。ぜひそのように加えていただければ意味が、非常にJICAさんの意思が明確になるんじゃないかというふうに思いました。ありがとうございます。

次、10番、スライド22番のところちょっとお聞きしたいことがあって、この「他の国際機関の規定（まとめ）」というこの表は、私たちに見せるためにまとめたいたところどまりなのか、それともJICAさんが今後何かお使いになられようとしているのか。そこをまずお聞きしたいんですね。

柴田 このスライド自体は、世銀、ADB、IFCのポリシーを参照してこういうものが抽出されましたということ述べているのですが、最終的にここに表示されているグループ・ステータス・要素というものは、改訂FAQの のほうに全て反映させていただいております。

石田委員 なるほど。 のどこですか。スライドで言えば27番のところですか。

柴田 はい。ここの障害者以降のところ、ほかのドナーから出てきた社会的弱者となり得る要素といいですか、グループといいですか。

石田委員 わかりました。そういう公開の仕方をされるということですね。わかりました。

この表をよく見ると、よくできているなと思ったんですけど、要素を抽出されてかつ括弧書きで「下記のみを対象とせず」というふうに、まだほかにもあるから気をつけなければいけないんですよという含みがあるということで、かつ、案件には柔軟に解釈する必要があるというところまで書かれているので、この表そのものを公開してはだめなんではいでしょうか。この表そのものをFAQに添付するというのも変なのかもしれませんが、改訂FAQ案 の添付書類としてというか表として、整理の仕方はいろいろ大変になるのかもしれませんが、この27番の質問・回答の中での障害者以下

ぶらぶらぶらっというのもありますけれども、これでは全てをカバー、せっかく22番でつくったものの全てをカバーできていないんですよ。

柴田 しております。

石田委員 全部しているんですか、これ全部文字に直したんですか。

柴田 はい。

石田委員 わかりました。それなら大丈夫です、結構です。すみません。全部読んでいませんでした。これはさすがに無理だろうなと思って。わかりました、それなら大丈夫です。ありがとうございました。

松本主査 では、一応全部含まれているということで。

石田委員 はい。それはとてもすばらしいと思います。それであれば、私の10番は以上で終わらせていただきます。

松本主査 ではスライドの25をお願いします。日比委員。

日比委員 ここ25のところ、ご回答はこれで結構です。ここに書かれていますイスラム教徒が多数を占めるものの云々かんぬんというようなことが、最初から報告書に含まれるべきということが調査団にわかるようなFAQにしていただければなど。今のFAQ案が果たしてそうなっているのかというのは、ちょっとまだ疑問が残るところで、これまた後段で議論させていただければ、ここ自体はこれで結構です。ありがとうございます。

松本主査 確かに、具体的にどうされるのかというのはわからないという質問ですよ。これはでも、とりあえずそれでよろしいということですね。

日比委員 はい。

松本主査 二宮委員は、これと26に関係しているという理解でよろしいですか。

二宮委員 はい、そうです。これも先ほど申し上げたことと同じ背景でのご提案で、例えばこういうことができないでしょうかということですが、これは例えば千人とか万人とかというオーダーのステークホルダーが出てくるような案件というのは、大体どのくらいあるんですか。今まで取り扱った中でそんなにたくさんある話でしょうか。

あるいは1,000人としても、例えば100人ぐらいを目安に考えると10カ所ぐらいでやっていただくとかですね。ものによっては今まで行われた環境社会配慮によっては、それ以上に丁寧なステークホルダー協議をやっていただいているケースもあると思うので、できたケースというのはどうしてできたのか、できなかったケースというのはどうしてできないのか、それは何かこういうふうにやりましょうねというクライテリアみたいなのがあれば、かなりいろんな案件について安定的に協議ができるんじゃないかなと思うんですけども、いつもそれは感じていることなので。なので、こういうご提案をさせていただいたんですけども。

万人のケースがあれば、何百回も開くというのは非現実的だからできないというよ

うな答えなんでしょうけれど、もちろんそういうことを全部その一律に当てはめて非現実的なことをやってくださいとは言っているわけじゃないんですけど、何か基準みたいなのが持てないかなというのが、ご提案というか、そういうことであります。

なので、これも先ほどと同じように、現実ベースで全く難しいということが無理にコメントしても混乱を来すだけでしょうけれど、その辺がどうなのかというのは、その回答を伺っただけではよくわからなかった。

柿岡 回数定量的な指標を重視するというよりも、意味ある対話ができることが重要かと考えておりました、もちろん案件によって被影響住民の方の数なり範囲というのは異なってくるかと思えます。そこで必ず例えばステークホルダー協議は10人以下にしなければいけないとか、回数は最大100回やらなければいけないとかというのは、なかなか現実的にここでルール化するということはできないのではないかと。

それから我々、国際機関の情報を調べてもそういった一律的なものということでは見つけ切れずありませんので、こういった解釈が一般的かというところでも、やはり現実的に案件に応じて適切な、まずステークホルダーが誰なのか、それはどういった形でやっていくかという検討を含めて、ケースバイケースで考えていくのが現実的ではないかと考え、このような回答案とさせていただいております。

松本主査 よろしいですか。先ほど二宮委員がおっしゃったように、今後に向けてという意味もあるという、つまり適切な規模というものです。審査の段階ではきつと気にするわけですね。こんなにたくさんいて半日しかやらなかったら意見は聞けないだろうみたいなことは、助言委員会としては気になるところで、それがどうここで事前にそういうことを伝えておけるかということですよ。

それを、今後もちろん持っていくということは十分できると思いますが、この今回のFAQ案の中では難しいと。

宮崎 逆にステークホルダーがすごく少なくても、回数を何度もやって納得していただくような試みをしている場合もありますので、やはりここに書いたとおりで杓子定規な回答で恐縮なんですけど、個別案件ごとにきちんと合ったステークホルダーミーティングを、回数もサイズも決めていくということなのかなというふうに思っております。

二宮委員 少ないのに何回もしているというケースは、どうしてそうなっているかということは。

宮崎 納得感をなかなか得られなかったからということだと思います、それをわかってもらうために何度も回数を重ねる……

二宮委員 逆にいうと、そういう深いコミュニケーションができたから、より深い納得をするためにやったということもあるでしょうから、多いとやっぱりかなりさらかっていいと思いますよね。

宮崎 それはそうですね。

二宮委員 だから、そこをどう平準化といいますか、もちろん全部を平準化する必要はないんだけど、ある程度クライテリアを設けるかということが、申し上げていることなんです。

です。ですのでそこはまあ、はい、結構です。

松本主査 よろしいですか。ここもぜひ、この今回の見直しから次の改訂という中で盛り込んでいくということで、ありがとうございます。

同じ26、運用方針のところですが、清水谷委員から二つ質問、コメントがありますので、お願いします。

清水谷委員 まず一つ目の質問、二つ目もそうなんですけれども、私の質問は今回のFAQをどう改訂するかというよりも、現在ガイドラインに書いていない、この言葉にはまだ載っていない運用上ルールを決めたほうがいいのではないかという観点から質問させていただいております。

一つ目の質問が、結局、特にスコーピング段階での助言委員会において、ステークホルダー協議が今後その直後にどういうふうな計画でなされるのかということが、実際のワーキングの中で提示されていないケースも多々あると、そういったところで今後その内部ルールといいますか、できるだけスコーピング段階のワーキングのために、きちんと委員として委員会で助言ができるように、その第1回目のステークホルダー協議をどういう計画なのかということとを提示できないかというのが一つ目の質問です。

二つ目、その13番の中に二つ質問してありまして、二つ目は、結局いろいろな齟齬があって、スコーピング段階のワーキングと第1回目のステークホルダー協議の開催日時が前後するケースがあるということなんですけれども、実際できるだけその助言委員会の助言が効力を発揮するように、ある程度基本的な順序を決めていただいたほうがいいのではないかという意見であります。

その意味で、回答いただいた意見に対しては、少し満足していない状況なんですけれども。

松本主査 いかがでしょう。清水谷委員は、やはり助言委員会との連動ということでご質問されていて、恐らく今回は運用という意味でJICAのほうのお答えがあるので、若干そこにかみ合わない部分があるのかなというふうにも思いますが、JICAとしてはいかがでしょう。

柿岡 ステークホルダー協議と、このスコーピング段階の助言委員会の関係という後半のその日程と内容につきましては、おっしゃられるポイント、その効力を発揮するという趣旨は理解できるものの、一方で現地との調整、それから必ずしもステークホルダー協議だけをもってスコーピング案のワーキンググループにかけているわけでもないということもございます。案件によってどちらが先かというのは入れかわってきているのが今までの実態だと思いますし、今もそういう状況かなと思うんですけれども、必ずしもそういった統一的なことができる背景がないということは、ご理解

をいただければという趣旨で、ご説明をさせていただいているところがございます。

一方で、最終的にはスコーピング案だけの助言をいただいているわけではなく、最終的にドラフトファイナルレポートでもコメントいただいていると思います。例えばスコーピング段階でのワーキンググループの後にステークホルダー協議となったとしても、最終的なその結果がきちんと盛り込まれているかということで、改めて助言もいただいていることを考えますと、一律ルールを設定することが必ずしも解ではないのではないかというのが、こちらで回答させて頂いているところでもございます。

清水谷委員 個人的には、2回ステークホルダー協議が設定されていますけれど、やはりそのスコーピング段階で行うステークホルダー協議がより重要だと考えています。なぜかという、やはりその時点で出てきた意見というのは今後その環境社会配慮のやり方にも影響が出てきます。全ての設計がほとんど決まった後で、こうしますということの説明されても、即ち、2回目のステークホルダー協議での意見を基に、その後の修正というのは難しくなると思うんです。そういった意味では、1回目のステークホルダー協議でいかにしっかりやるかということがより重要だと思われるので、そこに対してやはり委員会でも助言ができるような仕組みにできるだけしていただける方がいいと思っております。

あとは、二つ目の質問にもつながるんですけども、結局ハンドブックなどでしっかりやっていきますということにはなっているんですけども、助言委員会の中で我々ができるのは、確かに当該国に行かれた経験のある委員からはこういうところをしっかりと見たほうがいいんじゃないかというような具体的な意見も出てくるんですけども、全員が全員そういう国に詳しいわけではないので、委員会としてできるのは、例えばそれが正しいプロセス、正しい手続で、どのようにステークホルダー協議をやったのかというのをチェックをするということではあるかと思えます。その意味においてハンドブックなどでは、例えばこういうふうにやりましたという記録だけで、本当に必要なインタビューをしないといけない人から意見をとっていたのかというところが、全く確認することができないですね。

ですからある意味、どうやってその必要とされるステークホルダーの人たちを見つけて出してやっていくのかという計画案というのを、やはり提示をされるということが重要かと思えます。

松本主査 今、2番目ですけども、No.14ですが、これについてはJICAのお答えとしては、その確認するというはその社会経済調査で行うということですが、これではまだ足りない。

清水谷委員 例えばその社会調査等の計画みたいなものを、例えばそのワーキングで見せていただくことはできないかというようなことになります。

松本主査 いかがでしょうか。つまり、インタビューをした段階ではなくて、する前の段階で、こういう人たちにこういう理由で話を聞くんですということから、ま

ず計画段階から示してほしいというご意見だという気がしますが。

柿岡 確認となりますが、13、14ともに共通してポイントであるのは、スコーピング段階のワーキンググループを実施してからステークホルダー協議をやるべきだと。その段階で計画論をきちんと確認してから、その後ステークホルダー協議をやるべきだというご趣旨ということになりますでしょうか。

清水谷委員 今はそういう形が多いかと思えますけれど、その形を徹底するのであればしっかりやりたいと。

柿岡 その際に必ず計画論を確認の上、ステークホルダー協議をやるべしというコメント……

清水谷委員 はい。これを、検討課題として残していただきたいですね。

松本主査 そうですね、FAQそのものというよりは、むしろ今度は助言委員会の運用のときに、JICAの方々がこのタイミングで助言委員会を開くようにしていただきたいな、そういう話ですかね。

柿岡 すみません、今ここで確認している限りでは、やはり調査の段階を追っているいろと絞り込みをしていくこともございますので、最初の段階で全て議論できる情報ができるかということと、それから、一度ステークホルダー協議をやった後も複数回、もしくは、詳細設計に当たっていく機会というのがございますので、そういったことを考えると、現時点で順番を固定化するのが適切かどうかというのは判断できないかなと思っています。もし差し支えなければ今後の将来的な課題とさせていただければと思えますけれども。

清水谷委員 はい。よろしくをお願いします。

松本主査 では、その13、14については今後、特に助言委員会の運用というか、助言委員会に資料を提出されるときタイミングというか、との関係でご検討いただくということで、よろしくをお願いします。

そうしましたら27、28のスライドですが、FAQの 27について、移りたいと思いません。

では、谷本委員をお願いします。

谷本委員 これはもう言葉ですので、整理をしてくださいということで結構です。

松本主査 はい、ありがとうございます。

では、石田委員をお願いします。

石田委員 16番ですよ。ここは、二つ目の丸ポチで現在のFAQの一つ目の回答でもこういうふうに記載していると、このスライドの5番は今回見直しても文章は残るんですか。

柴田 はい、残ります。

石田委員 残りますね。じゃあ大丈夫です。ありがとうございます。よろしくをお願いします。

松本主査 では、作本委員、二つですね、17、18。

作本委員 17と18。17の、基本的にいただいた回答でわかりました。ただ、ちょっと私はやはり先ほどのお話でありました、どうしてもこの「障害者」という言葉にこだわっているわけではありませんけれど、こういうグループの人たちはやっぱり典型的な弱者ですので、何で今まで入っていかなかったかなという気がいたします。それがありまして、それに順番こう書いてあるのは私、特に意味はありません。というのは、21の中でやはりこの「社会的弱者を内包したコンサルテーション」などで具体的な配慮方法の記述が他の国際機関でちょっと欠けているというか落ちている、弱いというようなことがありましたので、これを受けてJICAさんで見比べてみて、さあどうかなということでもちょっとこれを補強しただけで、意味はありません。17番はそういうことです。

18番のほうは、むしろちょっと微妙なところがありまして、ここに女性の方もおられるので私もどちらかと言えば余り議論したくないんですけども、ADBのほうを今ちょっともう一回ここで見てみましたら、女性という言葉を使っているときに、「Indigenous women」と使っているところと、これは15ページですね。14ページは女性全般をとにかく社会的弱者とするというように書いてあります。世銀のほうは11ページによると、一般的な代表する場合には女性に配慮するという形、女性が何かを代表する、発言できるように女性にも配慮するという言い方で、一般的な女性でよろしいかと思えます。10ページになると、女性は全て弱者だという表現になっていて、12ページ、今いただいている資料だけです、12ページになると今度「Indigenous women」ということで、やはり女性にどういうその、土地その他で一定の制限と言っでは変ですけど、条件をつけた上での女性という形、表現をしているんですね。でないと今、JICAさんが書いているこの27ページでこのまま読んだらば、女性、子供は、等、社会的弱者。女性は100%社会的な弱者という意味に読めて、チュニジアの例までもう既にご紹介されているのもあるし、私もイスラムの国の女性とか何かいろいろ、そんなによくはわかっておりませんが、やはり女性の中にもまたさらにほかの女性を食い物にするような、やっぱりいるわけですね。イスラムの規律が強いのはわかっているし、やはり公の場には出づらいつか、そういうマイナス面はわかっておりますけれども、やはり女性を全て社会的弱者であるという、このJICAさんのこの回答の用語というのは、ちょっと私、合点がいかないという気がいたします。

そういう意味では、ADBと世銀は場合によって使い分けている。世銀とADBで、「Indigenous women」というのが僕どういう意味かわからないんですけど、その土地におられるという意味なのか

松本主査 これ先住民族の政策だから……

作本委員 先住民族だったら、だからなのか。

松本主査 はい。

作本委員 そうすると一般的にはやっぱり、こちらのJICAさんの27番の説明では、女性等は……

松本主査 4.12が一般的な、Involuntaryな。

作本委員 そうですか。そっちのほうが一般的。

松本主査 Involuntary Resettlementのほうが、ええ。こちらは「Indigenous」……。

作本委員 だから「Indigenous」がついている。

ということは、世銀もADBも、女性は全て社会的弱者と捉えているということなんですか。

僕、ちょっとその辺わからないんだけど、少なくともJICAさんの27ページのこれを見る限りにおいては「等社会的弱者」と書いてあって、女性は全て、私は、いわゆる汝弱きものというのはわかるんですけども、強く言いたくもないんですが、どちらかというところの表現にちょっとひっかかる場所があります。

今、むしろ私も先に女性の報告を聞いたときに、ジェンダーで捉えるとか、マイナセクシュアリティという、いわゆる少数のそういう人たちもいますが、こういうのは新しい人権が出てきている感覚からすると、表現方法どう使えばいいのかなということを、私もちょっとむしろ悩んでおります。

今、結論出さなくても将来に送っておけばいいんじゃないかと思いますが、そんな気がいたします。

松下委員 しかし、一般的に言って女性は弱者のグループであると……

作本委員 いや、松下さん……

松下委員 いや、そういう意味でいくと、老人でも、強い老人もいれば弱い老人もいると、それから先住民族でも権利を既に持っている場合もあるのでね。ですから、そういう個別論ではなくて、社会のグループ全体として。

作本委員 そういう意味では、22ページに出ている、弱者となり得るグループと書いてある、これは正確なんです、表現が。とてもこれ、そこら辺注意された表現なんだけれども、これ27ページの下の質問に対する答えの第1行目、これ読むと、これは明らかに「女性等社会的な弱者については」と書いてあるので。

宮崎 JICAの中でも議論をしまして、例えば、いまどき「女性」と「男性」だけの議論で良いのかなど、そういう視点でも議論はしたんですが、比較の問題として、やはり何かいろいろ不利益をこうむるのは女性のほうが傾向としては多いということで、女性で良いとJICAの中で議論した経緯はございました。

私も、これでいいのか結構言ったほうなんですけれども、そういうふうに結論としては落ちついたというのがございました。

作本委員 私のない知恵なんですけれども、脆弱的地位に置かれた女性とか、ちょっとこれは差別された女性、いい表現見つからないんですけども、何かこれちょっと条件をくっつけるような方法というのはないものでしょうか。特にJICAさんのこの

回答の1行目だけについてなんですが。

柴田 回答の1行目は、ガイドライン本文のほうを抜粋させていただいていますので、将来的にそこを例えば、弱者となり得るこういう方々はという事例を示すなり……

作本委員 そういう意味ではガイドライン自体の問題ですね。

柴田 そうですね、はい。

作本委員 わかりました。そういうことを議論したということだけ、残していただければありがたいです。終わります。

松本主査 ありがとうございます。

ガイドライン本体の改訂のときに、この女性という表現でいいかどうかということ、やっぱり5年後にしっかり考えるということを引き継いでおくということになるかと思えます。

作本委員 はい。ありがとうございます。

松本主査 ありがとうございます。では、よろしいですね、作本さん、その17についてはこれで了解ということで。

作本委員 終わりです、はい。

松本主査 18については、今後の検討と。

では、最後は28枚目のスライドですが、谷本委員、よろしく願いいたします。

谷本委員 私は、やはりステークホルダー協議の計画、実施に関して、ぜひ時間の項目を入れていただきたいと思えます。

これは貧困層とか道端のベンダーの人たち、本当に必死になって稼いでいる、働いているわけで、決して彼らは怠け者じゃないんですね。ですから、そういう人たちにやっぱり参加してもらうには、市役所に来いって、来られないですよ、彼らはね。やはり行ってあげるといふか、より近いところという、その場所の問題。

それから時間ですね、どの時間帯にするのか。やはりこれは働いている人たちに対して、本当にその日食べなければならぬ人たちのことも考えれば、時間的なこと、石田委員からいい指摘があったと思うんですね、分けてやるということですかね。ちょっと読ませていただいて、次のところがそうだと思うんですけども、やはりそういう場所と時間というのをきちんと設定をしてほしいということで、こういうコメントをさせていただきました。

松本主査 これについては時間も入れるというご回答なのでということです。

谷本委員 はい、お願いします。

松本主査 では、今、谷本委員からも少しありましたが、石田委員、お願いします。

石田委員 すみません、今、売り子のお話をさせていただいたので、ちょっと気がついたんですが、先ほどの私の10番のところで、売り子や屋台の人たちも弱者として含めてくださいと言ったことに対して、これは個々に判断するというご回答で、かつ私はその話をスライド22番が27番に反映されればどうかと振ってしまったので、ちょっと

と落としてしまったので、申しわけありません。少しだけ戻させてください。

22番のいいところは、「下記のみを社会的弱者の対象とせず、案件により柔軟に解釈する」と、これがとてもいいと思ったんですよね。「下記のみを対象とせず」というのは、これはもうとても重要だと思うんです。それが27番に反映されているかどうかを、ちょっと知りたく思います。

つまり、22番で売り子だとかベンダーの人たちって出てこない。経済的に不利な状況の中に入るのかもしれませんが、調査団がそこまで配慮するかどうかですよね。もう平たく言ってしまうと.....平たく言うのはやめましょう、ちゃんと具体的に言いましょう。すみません、今のはやめます。

そうなんです、だから漏れがあるのはまずいなと思うので、売り子だとかベンダーの人たちが、ストリートで売っている人たちだとか、つてを頼って苦労して屋台をつくらせてもらったりしている、そういう社会的にも経済的にもずっと不安定な人たちの権利がここで保障されるという回答であるのかどうかを知りたいんですね、27番のところは。

これはもう、とても難しいことを言っているのは承知しているんです。ただ、私たち自身が調査に毎回出かけてというのであれば書く必要はないんですけれども、具体的には委託作業になるでしょう、調査団に。そのときにどうなるかというのは若干心配していますので、ですから、今言ったような懸念が27番のどこに含まれているということを教えていただければ、私もそれで安心します。

宮崎 27ページの回答のほうに、「国や案件の背景により社会的弱者は異なりますので、上記に記載された要素に限定することなく」というふうに最後の部分で申し上げますので、そこでベンダーの方とまでは特定していませんけれども、含んでいるというふうに捉えていただくことも可能かと。ここに書いてあることだけではありませんけれども。

石田委員 わかりました。では、よろしく申し上げます。すみません、ちょっと戻ってしまいましたが。

松本主査 では、それで10番の最後のところはこれでいいと。

石田委員 はい。では20番に戻ります。

20番は何人かの委員の方、恐らく共通の認識だと思うんですが、例えば二宮委員が前半のところで出されていた、そのステークホルダーの人数が多い場合には分ければいかがですかということとも、すごく関連するんですよね。

強い人たちだとか意見を言える人たちは、そばに違ったジェンダーがいようが長老がいようが誰がいようが、みんな意見を言うわけですね。恐らく余り敷衍してもいけませんけれども、例えばコーカサスの人だとか旧社会主義の割と綿花で頑張っていたような中央アジアとか、あの辺りの人たちは接した限りにおいては、彼らは俺たちを子供扱いするなど、意見はちゃんとといいますといつも言います。だから、そういう人

たちは男女一緒にしても問題ないと思うんですよね。特に官僚、役人同士と一緒にしても問題ないと思うんです、若くても年寄りでも。

ただ、道路を引いたり空港建設したりするというのは農村部、さびれたりモートエリアというところで、やっぱり社会の中で生きていくためにいろんな階層がうまく意見を言っちゃいけない、この人たちは意見はいけないとか、こういうときには長老の意見が優先するとかいうのが、ずっとあることが多いと思うんです。

そういうときに、その配慮というだけで本当に調査団がわかるのかな、これも経験則でしかないんですけれども、経験していない人は多分わからないですよ。わかっていたら、こんなに開発でいまだにいろんな方々がアドボカシーで、あそこが意見が言えていないとかいうこともないと思うんですよね。やっぱりいろいろ生じるんですね、現場では。

これも経験則ですけれども、そういう場合には、私だったらいつもグループはもう分けます。同じにしません。意見言えませぬもの、みんな。ということ、ここで書きました。

ただ、これをFAQに入れると、じゃあこれ以外のこともまたFAQとして書いておいたほうがいだろうというような、議論がまた議論を呼ぶと思いますので、そこも私はどういうふうにしてもらえばいいかというのは、ちょっとよくわからないんです。

ただ、今日は議事録がとってあるということなので、一応そういう意見は述べさせていただきます。

以上です。長くなりましたけれども。

松本主査 ありがとうございます。この点はいかがでしょうか。つまり、適切な配慮とは何かというものに対して、適切に配慮するとはしか答えていなくて、本当にFAQなのかということなのかもしれませんが、その辺りはどうでしょうか。

加治 実際、我々もこのパワーポイントをつくらせていただいたときに、いろいろそういった手法的なものはやっぱり調べたんですけれども、石田先生がおっしゃるとおり、やっぱりいろいろな手法があつて。

石田委員 ありますよね。いろいろな工夫もされていますよね。

加治 ええ、おっしゃられるように分けることもそうですし。実際の協議で、じゃあ参加型でどうやるか、参加型と一言言ってもいろんな手法があつて、我々もそれをどう今回まとめるかなというのは非常に悩んだところなんですけど、ただ、結論としては現時点でなかなかJICAとしてこれというものが示しづらい、千差万別というところもありますので、結局このようなFAQ案にさせていただいたという背景があります。

実際の、石田先生がおっしゃるとおり、そういった手法というのは我々としても確認をしなければいけないと思っております、それは先ほど清水谷委員がおっしゃられたようにその計画をどう確認するかという点もあると思ひますし、ここで回答させていただいております報告書でどう確認しているかということもあると思ひますの

で、今の我々の考えとしては、事細かに方法論を、推奨方法論みたいなを出すというよりも、そういったプロセスの上で確認するほうが一番効果的ではないかという判断はしているところですけども。

石田委員 むしろ環境社会配慮のプロセスの中で、お互いにキャッチボールしながら確認していくということですね。

加治 はい。

石田委員 了解いたしました。

松本主査 よろしいでしょうか。わかりました。ここの重要性については、皆さん認識したということ、あとは議事録にも残りましたので。

そうしたら、二宮委員お願いします。

二宮委員 これも今の石田委員の議論と関係性があるんですけど、こういうふうな記録をきちっと残していただくということは大事だと思うんですけど、今までの例を見てもその書かれ方というのは結構ばらつきが、今加治さんがおっしゃったようにあるので、何かこうもう少し調査団の方に、このステークホルダー協議を丁寧にやるのが大事だという共通認識を持っていただければいいなという、そういうことです。

ですから、もし可能であればこの28のところにも再度、今も書かれていることをもう一度明記するということですけど、その実施日、場所、方法と書いてあるところの後ろ辺りでもいいので、回数と、及びその根拠というんですか。どうしてその場所でその方法でこの回数で開催したのか、それでガイドラインの考えがきちっとこの調査において担保されているというふうに調査団の方が認識されたのかということがわかるようなことが残してあれば、それは、これはもう3回で十分だったんだとか、やっぱり10回開く必要があったんだということが確認できるかなと思うんですね。

なので、そういうような表現が入るとありがたいなというふうに思います。

松本主査 いかがでしょう。具体的にこの列挙されている中の最後に、回数とその根拠というのを書き加えることはできませんでしょうかということですが。

その根拠というのは、これは全体に対して書かれていらっしまった……

二宮委員 そうですね。だから回数だけではなくて。

松本主査 こういう人たちで、こういう方法で、この人数でやって、これなら大丈夫だという、その根拠ということですよ。

二宮委員 ええ。

松本主査 回数は前のほうと横並びですけど、根拠というのは全体に対して言えることですね。

二宮委員 はい。

松本主査 どうでしょう。ちょっと時間的にあれなんですけど、もし時間がかかるようであれば、ここの……

柿岡 そうですね、今の段階ではこのFAQの中に入れるということまで即断できませんので、検討させていただきたいと思いますが。

現時点で言えることは、どこでどのくらいの回数やったかという、そこについてはきちんと報告書で書くことはできるかと思いますが、では3回でよかったのか、それは全員合意したから3回やったんですと言えるかという、必ずしも全員満場一致というような形にもならない場合もあると思いますので、では3回じゃなくて4回、4回じゃなくて5回という、その終わりをどこで線引きするかという根拠をどのように説明できるかというのは現実的になかなか厳しいところもあるのではないかと思います。その回数の妥当性をどこまで説明できるかというところは、現時点で即答できない点かなと思っております。

二宮委員 先ほどおっしゃるように、例えば100人いても1回1カ所でやって、それでいいというふうに考えた判断の根拠があるんだろうと思うんですね。そういう場合はそれでいいと思うんです。そこが事務局の方と助言委員会と実際に現地で現場を見て判断される方との意思疎通みたいなのが、ちょっと私は個人的には、いただいた資料を見る限りは、なかなかばらつきがあってわかりにくいところがあったので。

柿岡 清水谷委員がおっしゃられた計画論の事前の確認という点と通じるところもあるかなと思いますので、事前に確認できるところ、それから計画に基づいてやったことについてきちんと記録なりができていくかどうかというところが、このFAQの中でどこまで盛り込められるかということかだと思います。

二宮委員 もう一つは、その調査団の方がそこできちっと説明が求められるというか、大事なことなんだという認識していただくということだと思うんですね。

松本主査 では、この点はよろしいですかね。清水谷委員からも出ましたし、恐らく石田委員のこの集団ごとにステークホルダー協議をやるとかという根拠も含むと思いますので、その、こういうやり方でステークホルダー協議をやったということの根拠、回数やそのターゲットにした集団とかを含めたそういう根拠まで書けるかどうかという点について、メール審議という形で引き続きJICAからのご回答を待つということでもよろしいですか。

作本委員 ちょっとすみません。この根拠という場合に、計画段階での根拠というのは十分説明しようがあると思うんですね。こっちのグループからこっちのグループ。だけれど結果、ここに出ているFAQは、いわゆる協議が行われた場合ということで、いわゆる計画段階でのその今回数の根拠と、いわゆる結果として人が集まらなかったというところの根拠がずれることがありますよね。だから、その辺りも技術的に可能かどうかを一緒に考えていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

松本主査 はい。では、すみません、もう一つの事案もありますので、一旦ここで、では、日比委員よろしくお願いいたします。

日比委員 ここ、コメントとして具体的なことをちょっと提案してみたいんですけれ

ども、この提案内容がというよりも、今の多分、二宮委員その前の石田委員のコメントと本質的に通ずるところがあるかなと思っています。

その一つには、要は調査団はガイドラインでステークホルダー協議をやれと言っているからやりましたよという記録が報告されているというふうに見受けてしまうことが多々あって、そうじゃなくて、どうやってステークホルダーたちから意見を吸い上げる努力をし、それを反映させたのかという、その苦勞のあとが見たいというのが多分、思いとしては、私はそういうふうに見る。

これまでの場合はどうも、ガイドラインに求められていること、チェック、これ何月何日にやりました。チェック、チェック、チェックというふうには報告しているように思えてならなくて、その報告書を読んでいると、じゃあどうやって意見を吸い上げたのか、社会的弱者がどういうニーズを抱えているのか、どういう意見を持っているのかというのを、どうやってそれを吸い上げようと努力したのかというのが見えてくる場合が非常に少ないなという印象を持っています。

例えば、この25ページのチュニジアのラデスの場合も、これはスコーピング段階でいろいろ意見が出て、こういう背景がありますよということを報告していただいて、そうすると、なるほどというふうにわかるんですけども、じゃあ今のこのFAQ案でこのラデスのときにDFRで入れていただいたような、こういう背景が出てくるのかなという、出てこないんじゃないかというのを危惧するわけです。

これはさっきの石田委員のおっしゃったのともつながってくるんですが、例えば、じゃあこの社会的弱者への配慮を含むステークホルダー協議の計画実施する際の留意点は何ですかというFAQの質問ですが、これは先ほど松本さんもおっしゃってましたけれど、それは社会的弱者に対する配慮手法を記載することです、と答えているに等しいと思うんですよ。これだと配慮すべきことをあぶり出す作業につながらないんじゃないかということに危惧しています。じゃあどう書けばいいのかというのがちょっとすぐには思いつかなくて、ない頭で考えて少なくともこれぐらいのことを書いてほしいなというのが、このコメントで提案した内容だったんです。

そういう意味で、FAQの はまだいろいろ具体的に書かれているんですけども、それを受けて実際にどうするかというところは、FAQの答えとしては弱いのかな、あるいはどう調査団にそこが伝わるのかが見えてこないなというのが、印象として持っているところです。

松本主査 つまり、やっぱり多少の例示があったほうがいいということですね。こちらについても。

日比委員 そうですね。はい。

松本主査 この辺はいかがですか。ほかのFAQの例示も必ずしも全部を網羅しているわけではなくて、それ以外にもありますよとはちゃんと書いてあって、従って、個別案件ごとの検討事項なんだけれど、でもやっぱり例示があるものもあるということ

で、例示を必ずしも全否定はしていないというふうに思うんですが、今の日比委員のご意見についてはいかがでしょうか。

柿岡 日比委員からご指摘いただいている、参加者の属性と社会的弱者等についての社会的背景というところを加えたらどうかという趣旨は理解してはいるものの、回答のほうにも記載させておりますけれども、ステークホルダー協議の場で個別の属性を把握するのはなかなか現実的には難しいのではないかと。すなわち、参加した方々が自分の属性等をきちんと情報提供してくれるかどうかというところが完全にできるかということ、なかなか現実的には厳しいのではないかと考えています。現在わかるようなところについては最低限例示し、人数、所属といったところは把握していきたいと思えますし、また計画段階でできること、社会的弱者に対する配慮手法といったところはできるだけ考慮し、大きな網はかぶせられるよう意識しています。ただし、網羅的に全参加者の細かな情報まで把握できるかということ、やはり現実的には難しいところもあるのではないかなということ、この回答案を今のところご提案させていただいているところでございます。

日比委員 ジェンダーバランスはいかがですか。これは多分、これもよくあるのは何月何日やりました、何人参加しましたと、あれジェンダーバランスどうなっていましたかと聞くと大体そのときあるいは後から、いや男女何人ですというご報告があるので、だったら最初から書いていただくとわかりやすいなど。それはどこまで正確にというのはあるかもしれないですけども、それは人数の正確さを見るのが、本来ここでの目的ではないはずなので、なるべくその情報を多く吸い上げていただく形で報告記載していただければなというふうには思います。

松本主査 さっきの二宮委員のとくつつけると、この参加者、括弧に人数、性別というのが入り、かつ、その人たちをステークホルダー協議でやった根拠というかですね。その二つがあわさると日比委員の意見になるということではよろしいんですか。

日比委員 はい。そうですね。

松本主査 そこをあわせて、じゃあご検討いただけますか。二宮委員のご指摘とあわせて。よろしいですかそれで。

日比委員 はい。

松本主査 じゃあ、そこについても二宮委員のメール審議のところの内容と一緒に検討していただくということで、よろしくお願いたします。

では、最後23番目の二宮委員。

二宮委員 これは結構ですといいますが、ちょっとこの場でいたす意見としてはまたカラーが違う意見なんです、こういうこともあるのかなということ。

どういうふうに調査団の方にこちら側の趣旨を伝えていただくかということで、契約の仕方等でも工夫のしようがあるのかなと思ったのですが、それは多分恐らくJICAの中の議論だと思えますので、とりあえずここでは結構です。

松本主査 ありがとうございます。

そうしましたら、これで一応用意された「社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議」はおしまいですか、何か漏れているものとかありますか。よろしいですか。

そうしましたら、ここで5分というか、40分まで休憩にいたしまして、気候変動に移りたいと思います。

(休 憩)

松本主査 では、よろしく申し上げます。まず、ご説明をお願いします。

田中 JICA審査部環境社会配慮監理課兼審査課の田中と申します。よろしくお願ひいたします。事前に資料はお読みいただいているということで、ちょっと時間も限られていますので飛ばし飛ばしになってしまうかもしれませんが、気候変動の方の説明を始めさせていただきたいと思います。

まず、ガイドラインの規定です。JICAでは影響項目として気候変動を挙げております。このように検討する影響のスコープとして気候変動というものを挙げております。

一方、世界銀行のOP4.01ではどう書かれているかということ、環境アセスにおいて事業による気候変動への影響を考慮することとしております。これは具体的な内容に関してまではおいていないというふうなのが現状です。

一方、ADBに関しては、環境アセスでは気候変動を含む越境・国際的な潜在的影響を評価に加える、直接もしくは間接的な温室効果ガス（GHG）の排出を回避もしくは最小化する旨、規定されております。

一方、IFCにつきましては、環境アセスにおいて、事業によるGHGの排出、気候変動によるリスク及び適応について考慮することとしております。

これらをまとめますと、世界銀行に関しましては、気候変動を検討するという記載はあるものの、GHG排出や適応への直接的な言及というものはなされておられません。一方、ADBに関しましては、GHG排出のリスクや影響、対策を検討することと記載がされております。ただ一方、適応策等々に関しては直接的には言及されておられません。IFCにつきましては、温室効果ガス（GHG）排出のリスクや影響、対策を検討と、その中で対策は技術的・経済的に可能なものを検討するという形で、より詳細まで書かれているという状況です。適応策につきましても、気候変動によるリスク及び適応を検討するという形でIFCの方では記載がされております。

これらガイドライン等々を踏まえた上で、今回の気候変動に関する論点で、過去の助言委員会における主な意見から論点を設定しております。例えば温室効果ガス排出量の測定やその評価の仕方が必ずしも適切でないケースが見られたであったりですとか、スコーピング評価によってベースラインが明確でない、不明であるという点であったりとか、気候変動に対して幾つか事業の中でオプションを挙げて評価すべきではといったふうな意見が、過去の助言委員会の中では挙がっておりました。

これら意見、論点をこちらのほうでまとめてみましたところ、主に大きく分けると

二つに集約されるのかなど。一つは、温室効果ガス排出の評価方法、特にスコーピングでの評価方法を含むということが不明確である。もう一点、環境影響評価でどのように適応策を検討するのか。この緩和策と適応策について、それぞれ不明な点があると、環境社会配慮上どういった対応をしているのかということと不明な点が残っていることで、論点を二つここで挙げております。

では、それぞれ各論点につきまして情報整理をしつつ、運用方針という形でまとめていきたいと思えます。

まず、現状における運用上の課題といたしまして、先ほどのちょっと繰り返しになってしまいますけれども、プロジェクトレベルの環境社会配慮において、GHG排出を評価する手法が統一されていないと。具体的には、GHG排出量や排出削減量の算定方法だったり、比較対象とするベースライン、どういった値をベースラインとして持ってくるのかといった考え方のところがまとまっていない、統一的な考えが存在しないということが課題として挙げられます。

具体的には、こういった発電所の案件であったり道路の案件であったりで、ベースラインについての考え方がよくわからないとか、不適切なのではないかとかといった議論がなされてきました。これが現時点で、環境社会配慮上の運用上の課題であると考えております。

一方で検討方針につきましてですけれども、環境社会配慮という文脈ではございませんが、JICAのほうでClimate-FITというツールを用いて、気候変動に対する対策、緩和策と適応策について考え方をまとめております。その中でGHG排出量や排出削減量の算定方法、ベースラインの考え方の整理をこの場で行いますと。そちらを参考にしながら環境社会配慮という観点の中でどういった運用方針が考えられるのかということとまとめております。

では、まずそのJICAの中でClimate-FITというものを申し上げましたけれども、こういった形で緩和策について対応しているのかということとちょっと情報を整理したいと思えます。

まず、JICAプロジェクトにおけるGHGの排出の評価につきましてですけれども、温室効果ガスGHGの排出削減が期待できるプロジェクト候補というものを、まず確認いたします。というのも、JICA Climate-FITというものは削減効果が考えられるといった事業のものを把握するためのツールとして開発されております。ですので、この時点でGHGの排出削減が期待できるプロジェクト候補をまず確認いたします。その後の調査においてClimate-FIT等の方法論、Climate-FITだけに限らずほかの方法論等も参照する場合もございますけれども、そういったものを参照して削減量を試算いたします。次に、方法論や削減量等の妥当性を確認した上で、JICAとして緩和策プロジェクトを確定、認定していく流れとなっております。

ここまでがJICA Climate-FITを用いたときの緩和策に対する対応の考え方、流れにつ

いてです。

こちら、算出しましたそのGHG、温室効果ガス排出量や削減量の解釈についてを少し説明させていただきます。

現在、世界各国で途上国における適切な緩和行動、NAMAsと呼ばれるものや、国内政策等としてGHG削減を掲げる国というものはございます。ただし、セクターごとであったりとか、そのプロジェクトレベルでの削減目標であったり、具体的な取り組みというものを明確にしている国というものは少ないというふうに当方認識しております。

次に、上記のような背景を踏まえて、そのプロジェクトレベルでの目標がなかなか定まっていないという状況を踏まえ、プロジェクトからのGHG排出量であったり削減量について明確な閾値というものを設けてそれらの妥当性を議論することは、現時点では困難なのではないかと考えております。

また、JICA Climate-FITは国際的に認められた方法論というわけではございません。あくまでJICA事業の実施におけるツールでございまして、JICAの案件がいかに関係緩和策として効果をもたらすのかということ、情報を把握することが目的として作成されたツールでございまして。

以上の状況を踏まえて、環境社会配慮の中では温室効果ガス排出量及び削減量の算定というものは行うものの、それらの値をもとに環境影響評価を行うことはしないという形で考えております。

排出量の削減対策についても、定量的な視点からの評価は行わず、技術的・経済的に実施可能な範囲でそれら対策を検討することにとどめるのが、現時点で考えている方針でございます。

論点の中にありました、スコーピングでの評価方法が不明であるという点に関しまして、JICAとして緩和策プロジェクトとして想定される事業については、スコーピング項目に「地球温暖化（GHG排出）」というものを含めるという形で、具体例としましてはこういった形になるのかなと想定しております。

次に、スコーピングにおいて比較対象とするベースラインにつきましてですけれども、原則、事業が実施されずに現在の傾向が継続した場合の排出量とするというふうに考えております。こちらJICA Climate-FITの考え方に準じている形となります。ただし、案件の事情に応じて別の考え方を応用することも考えられるかと思えます。例えば新しく発電所をつくるような案件の場合に、今、既存の発電所ベースで考えるという考え方も一つですけれども、今後のその国の変化を捉えて、今のものよりも排出量が少ないような高効率なものが導入されるということを見越した上でのベースラインの設定ということも可能性としてはあり得るのかなと考えております。

ここまでは、緩和策として考えられる、想定されるJICAプロジェクトにおける温室効果ガス排出の測定であったりとか取り組み方法というものを紹介して、運用の方針をまとめてまいりました。

その中では温室効果ガスの排出削減効果が不明もしくは想定されないJICAのプロジェクトというものもあります。そちらに関しましては、例えばJICAとしての緩和策プロジェクトと想定されない事業もあり得ますと。適切なプロジェクト排出量の算定において不確定要素が多いこと等々により適切な方法論がないことであったりとか、GHG排出量や削減量を策定できない場合や、プロジェクト排出量がベースライン排出量を上回る場合等々というものが、JICAプロジェクトの中ではございます。

これら、その温室効果ガス排出削減効果が不明もしくは想定されないプロジェクトにつきましては、技術的・経済的に実施可能な範囲で温室効果ガスの排出削減に取り組むという形で考えております。

ただ、一方で途上国においては、そのGHG削減を掲げる国はありましても、やはりセクタープロジェクトレベルでの削減目標等々という具体的な取り組みに関して明確になっている国は少ない現状では、なかなか閾値を設けてそれらを遵守するための策定であったり、定量的な議論というものを評価することはなかなか難しいのではないかと考えている次第です。

こういった現状を鑑みて、事業からのGHG排出量の算定であったり、対策を講じた際の削減量の定量的評価というものは現時点では想定しておりません。

これらJICAの運用方針としまして、こちらでまとめさせていただきますと、まずGHGの排出の評価方法につきましてですが、JICAのClimate-FIT等の方法論を参照しつつ、排出量や削減量を評価いたします。緩和策プロジェクトとして想定される事業につきましては、そういった形で評価いたします。必要に応じて、ほか国際機関や日本国内、実施国等で作成された方法論を参照することも可能と考えております。

ベースラインにつきましては、先ほど説明いたしましたとおり、事業が実施されずに現在の傾向が継続した場合の排出量といたします。ただし、案件の事情に応じて別の考え方も活用することが考えられます。

GHG排出量や削減量というものは算定を行いはしませんが、その閾値が設定されていないとかという状況を鑑みると、それらの値をもとに環境影響というものを評価することは難しいのではないかと考えております。

続きまして、スコーピングでの評価方法ですけれども、緩和策プロジェクトと想定される事業では、スコーピング項目として「地球温暖化（GHG排出）」を含めるという形で考えております。比較対象とするベースラインは先ほどと同様ですけれども、事業が実施されずに現在の傾向が継続した場合の Business as usual の考え方を基本としまして、案件の事情に応じて別の考え方を活用することもございます。

ここまでのところの論点に対する運用方針をまとめまして、FAQという形でこういった形で提案させていただきます。

一つ目の問いですけれども、プロジェクトレベルでの環境社会配慮で、気候変動に対する緩和効果をどのように評価するんですかと。こちらにつきましては、回答をこ

ちらに書かせていただいているとおりです。定量的な評価というのはなかなか難しく、想定はしておりませんということもございます。

次の問いのところですが、環境社会配慮のスコーピング時、気候変動に対する緩和効果は、どのベースラインと比べて評価するのか。こちら先ほど説明いたしましたとおり、Business as usual、事業が実施されずに現在の傾向が継続した場合の排出量をベースラインとして評価いたします。ただし、プロジェクトの特性に応じ別の考え方を活用することもございます。

ここまでが、論点1の状況整理と運用方針のご説明をさせていただきました。

続きまして論点2の、環境影響評価でどのように適応策を評価するのかという点なんですけれども、まず現状における課題といたしましては、インフラ等のプロジェクトの中では気候変動への影響を考慮した上で設計する必要があるもの、ガイドラインには適応策に係る記載はなく、検討すべき適応策やその考え方については整理されていないというのが、現状における課題と認識しております。

先ほどから申し上げておりますとおり、JICA Climate-FITの中では適応策につきましても検討することとなっております。ですので、ここではプロジェクトにおける適応策は従来より技術面から検討されております、このJICA Climate-FITの中でですね。環境社会配慮という観点からさらに検討すべき点があるのかどうかということ、ここで整理させていただきたいなと思います。

まず、先ほどと同じ流れなんですけれども、適応策についてJICA Climate-FITの中ではどういった流れで検討されているのか、確認されているのかという話ですけれども、まず気候変動に対する脆弱性等々の情報をもとに適応策プロジェクト候補を確認いたします。そして、協力準備調査等においてClimate-FIT等を参照しつつ、プロジェクトにおける適応策を検討いたします。そして、UNFCCCに提出している国別報告書であったりとか気候モデルの結果等というものを入手・検討した上で、気候変動の適応に資するかどうかというものを情報収集を行っていきます。それら情報であったり調査をもとに、JICAとして適応策プロジェクトを確定していきます。相手国等から気候変動の適応に資することで合意されたプロジェクトは、事前に評価表としてJICAホームページのほうに公開されております。

では、運用方針としまして、ご説明させていただきましたとおり、適応策の確認等々というものはJICA Climate-FITを用いてJICAの中でなされております。この場合、プロジェクトが「適応案件」か「通常開発+適応オプション」かにより指針は異なりますけれども、技術面の観点から一定程度、適応策の検討は実施されているというのが現状として考えられます。

適応の評価手法につきましては、ほかの国際機関等においても検討中であるというふうに認識しております。そういったほか国際機関等々と情報交換を行いつつ、評価手法の確立に向けては努力を続けてまいり必要があるかなと考えております。

このように、プロジェクトとしての適応策というものは技術面からJICA Climate-FIT等を用いて行われておりますので、環境社会配慮としてさらに検討する項目、必要はないのかなと考えております。

ただし、技術的観点から検討されたプロジェクトの内容、例えば洪水であったり海面上昇等々を考慮した上で道路の線形を変えた場合には、その変えられた線形によって想定される影響等々に関しては、環境影響評価を従来どおりJICAガイドラインに則って行っていくというふうな形で方針を考えております。

以上、状況、運用方針を踏まえまして、FAQの中ではこういった形で記載しようかなというふうに考えております。

まず一つ、気候変動の影響により甚大化する台風・洪水等の影響を考慮して設計・運用の計画を行うべきではないかという問いに対しまして、回答はこのとおり考えております。

次に、世銀やADBはClimate Proofing等、インフラの気候変動への適応対応は検討されつつあるが、JICAの取り組みはいかがかといった形に対して、回答としましてはこうといった形で現在考えております。

すみません、駆け足になってしまいましたけれども、以上で気候変動に対する取り組みについて、対応方針につきまして説明を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

松本主査 どうもありがとうございました。分量も多いですし、緩和、適応と両方ありますので、早速いきたいと思います。

では、まず全体ということで日比委員からいただいておりますが、最初の、いいですか。

日比委員 ありがとうございます。私いっぱい質問を出しております、半分近くが私かと思っておりますので、なるべく一つずつを手短に行きたいと思っております。

ここの全体のところでちょっと最初に申し上げたかったのは、この気候変動の問題を考えていく際に、これはそもそもガイドライン上での気候変動の考え方というものを運用だけでは、現実に合わせられないんだらうなという、そのちょっと矛盾が出ていると思うんですけども、ただ、その矛盾を引っ張って運用の見直しをしようとするがために、私が見るといろいろ不整合しているようなところが出てきているのかなと。

なので、この今回見直しの中でどこまでカバーできるかできないかは別にして、ちょっと申し上げておきたいなと思ったことをここに書かせていただいている、その一番の根本は、その気候変動問題、要はCO₂なりGHGが出て、それが大気中にたまって、いろいろ影響が出ると。それが、出したところに影響が出るわけでもないですし、少量出したからといってそれが希薄化して最終的な影響が出ないかということそうではなくて、多分1トンでも1グラムでも出せば、最終的にはその分だけ気候変動影響を直結

すると科学的には考えられているということから考えると、これまでワーキングなんかで出てきたのは、供用開始後に比べると少ないので事業中は評価しませんとか、あるいは全体の排出量と比べると小さいので影響はないとしますという評価がありますが、それは考え方自体が違うんじゃないかと。少量であってもしっかり評価していくべきなんじゃないかというのが1点目。

それから2点目、これもガイドライン上で、環境影響評価は基本的に案件ごとに実施していくという考え方になっていることが背景になっていると思うんですけども、このアプローチがまた気候変動問題の本質に合っていないんじゃないかと。つまり、一つ一つの排出源から出る排出量というのを小さいものを一生懸命案件ごとに測るのではなくて、JICA事業全体としてどれだけCO₂を出しているのか、それからJICA事業全体として削減効果があったのかという、案件ごとで見るのではなくて全体で見ないと、環境社会配慮ガイドラインで求めているJICA事業の気候変動に対する影響の評価にならないと。案件ごとに見ていってもそれは評価できないんじゃないかと。なので、その量が多いか少ないかではなくて、全体としてどれだけ出ているのかというのを把握する努力をしていかないと、気候変動の影響というのが見られないんじゃないかということです。大きくこの2点をここに申し上げました。

なので、今回のプロセスの中ではちょっとどこまで取り上げられるかわからないですけども、そういうことを申し上げたのが1番でございます。

松本主査 ありがとうございます。

この根本的なところですが、回答は「ご指摘ありがとうございます」と。

日比委員 シンプルにご回答いただきました。

松本主査 苦肉の策とも言えますが。いかがですか。

柿岡 ご指摘いただいている点、日比委員のおっしゃっているポイント、気候変動としての考え方、その重要性自体は理解しているつもりです。このコメントいただいている下5行目にも記載いただいていますけれども、「運用見直しのスコープを超えるが」というところで、我々では何ができるか、何ができないかという点で、以下の回答欄についても、できることは対応していくとしています。ただ、やはり全体として、気候変動全体の話でこの環境アセスを超えるようなところについては、ある程度限界もあるという趣旨でコメントをさせていただいている経緯がございます。

この1番目は、スコープを超えるということで、カーボンマネジメント戦略が不可欠というご指摘を受けて、それはご指摘ということで、「ありがとうございます」ということで回答していますが、以下同じような考え方については、この下の日比委員のコメントなり質問にも入っているかなと思います。各論については、そこでまたご説明させていただければと思います。

松本主査 では、今回の運用のところの範疇ではちょっと賄い切れないけれども、これについては今後やっぱり真剣に考えていかないと、次の改訂にも影響があるとい

うので、ぜひ続けていくということですが、よろしいですか。

日比委員 はい。ありがとうございます。

松本主査 では、スライド番号の4で、塩田委員、お願いします。

塩田委員 内容中身というより用語の追加ということで、安全と安心というのはくつついているものではないかなと思います。というのは、例えば今回の気候変動のことを考えれば、PM2.5とか、それで例えばマスク一つやっていけば「安全」かもしれないけれど「安心」にはならないねという。あるいは今いろいろニュースになっているデング病とか、そういうようなことを考えると、やっぱり安全だけではちょっと不安ですねというふうなことがあって、そこに「安心」という用語を追加されたらいいのではないかということです。

だけれど回答のほうでは、今のところ特段問題ないということで問題になったら追加するという見解ですか。問題がなくても考えておいたほうが良いのではないかと、ご確認ですけれども。

柿岡 運用上の見直しという言葉がありましたので、不都合があれば検討していく範囲もあるかと思えますけれども、今のガイドラインの規定上変えることを想定していないということもございます。この安心という言葉は、これまで委員会等でも議論をしたことはなかったかなということで、今回は追加するということは想定していないという回答をさせていただきました。

塩田委員 ISOで安心というのは、16000でしたか。ISOの番号で、14000というのが環境管理システムですよね。労働安全マネジメントのための16000.....

作本委員 9000の中でも製品の安全とか、そっちですね。製品自体の安全性ですね。

塩田委員 何か国際的にも議論されています。そのところを検討していただければ、今はこのようなことでも良いと思いますが、将来的にはそのようなことが考えられるということ、情報は入れておいたほうが良いと思いますが。

松本主査 では、その今後に向けてのですね。安全であるというだけでなく安心していただけるということを検討課題として将来、また議論するというので、よろしくをお願いします。

今日は田辺委員が来ていないのですが、次の3番目が田辺委員のIFCの Performance Standard のほうのパラグラフの8ですが、これについてはJICA側の回答としては現段階では適当ではないというお答えなんですけど、もしどなたかお詳しい方、これをござらんになって何かコメントがあったらお願いしたいんですけど。

これ、JICA側から回答の趣旨をかいつまんで。

柿岡 今回お配りしているものの一番最後、9ページ目にIFC Performance Standard の3のパラグラフ8を添付させていただいておりますけれども、IFCでは年間2万5,000トン以上のGHG排出が想定される事業では、排出量のモニタリングと情報公開を求めているという規定が確かにございます。

このパラグラフ8については、今回のプレゼンテーション資料の中には含まれておりません。このパラグラフ8についてはアセスメントというよりも、排出しているものについて情報収集していこうというような観点で記載されているため、今回の我々の検討するポイントとは異なるだろうということで、パワーポイントの資料の中には含まれていないのが背景としてございます。

ただ、記載させていただいてはいますが、具体的な取り組みはまだ明確になっている例はなかなかないのではないかとということ、また、情報公開したとしても、現状ではそのデータが途上国の政策や目標達成に向けて有効に活用される状況かということではまだまだ検討の余地があるのではないかとことから、現時点ではこういったことは、将来的な課題になるかもしれませんが、ほかのドナーの動き等も見据えつつやっていくと。ただ、今回のこの運用見直しの中では、あくまでも環境アセスメントの観点から検討していくべきではないかとということで回答をさせていただいている次第です。

松本主査 一応欠席されているので、この回答を田辺委員に見てもらって、さらに何か質問があったらやりとりをするということにさせていただきたいと思います。

もし、ご参加の委員の中で何かこの点についてあればですが、特になければメール上で田辺委員とやりとりということ。

では、スライドの8について、清水谷委員、お願いします。

清水谷委員 私のほうからは質問なんですけれども、スライドの8にADBのSafeguard Policy において……ここでは「代償ミティゲーション」と言いましたけれども、もしかしたら正式には「代替ミティゲーション」と言うのが正しいのかもしれないんですけど、実際に緩和策が期待できないのであれば、別のところに緩和できるようなものを、例えば森林をつくるとか、そういうようなことをやるというような手法について、こういったものがあるということに質問したんですけど、それに対してきちんとJICAもミティゲーション、検討を求めているということでしたので、これは納得しました。

実は、こういう言葉がある中で、まだ一度もそのワーキングの中でもこう言ったケースと出会ったことがないといいますか、かなりその石炭火力発電関係いろいろ多かったと思うんですけど、こういったアイデアにこういったオプションというのを提示されていなかったというのは、ちょっともったいないかなという気がしています。

例えばFAQの中にも、緩和策ではなくて、緩和できない場合をどうするかというような質問に対して、こういうこともあるとつけ加えていただくことも良い方法ではないかと思うんですけど。

松本主査 いかがですか。今の最後の点はやや追加的なコメントになっていますが、基本的に求めているということで了解をしたけれども、余りそういうケースが実際には見られないと。であるとすれば、そういうものもやっているということを記載して

はどうだろうかということですが、いかがでしょうか。

田中 すみません、ご指摘ありがとうございます。具体例としてなかなかないというふうなお話ではございましたけれども、過去に、具体的な案件名等は忘れましてけれども、例えば発電所のそういった影響を鑑みて発電所内部を緑化するとか、そういった対応をとっている案件というものも過去にはございました。また、木を切ったらその分、プラスアルファで植林をほかの場所へするであったりとか、そういった対応を行っているという案件は過去にはございました。

松本主査 よろしいでしょうか。それとも、やはりこれは記述をしたほうが良いという。

清水谷委員 いや、適宜ワーキングのときに出てきたら、こういう提案をしていきたいと思います。ありがとうございます。

松本主査 ちょっとここであれですが、二宮委員、4時半までですよ。順番がかなり大幅に前後してしまうんですが、二宮委員が適応のほうで幾つかコメントをされているので、申しわけありません、ちょっと順番があれですが、二宮委員、行かれる前に。

二宮委員 私のはそれほど重要じゃないと言うと語弊がありますが。

三つありまして、一つが6ページの24番で、これは確認の質問で、ちょっと定義がわからなかったものですから確認だったんですが、今ご回答いただいて理解いたしました。要するに積極的にGHGを減らすようなプロジェクトという理解でもいいわけですよ。

それで、8ページの最後の二つありまして、34のほうはもうコメントというか印象、今までやってきた上で、このクライメイトチェンジに関して印象ということでのこれなので、まあ、特にこれで結構でございます。

33なんですけれど、ほかの機関のものも読んでいても感じて、これは私だけかもしれないですけど、その「地球温暖化」という言葉と「気候変動」という言葉がちょっと混乱しているような気がしたので、その整理を必要に応じていただければいいかなと。

GHGを減らすというのは、基本的にGHGの排出によって地球温暖化という現象が起きているというのは、これがIPCCの見解もあって共通認識となっていることだと思うんですけど、地球が温暖化した結果いろいろ出てくる、非常にわかりにくいけれども多分それが関連しているというのが気候変動だと思うんですね。

ですので、これは別添1に整理していただいたこの資料は個人的にはすごくわかりやすいなと思ったのですが、GHGを減らすというのは、先ほどの日比委員がおっしゃったように例えば風力発電なんかをして積極的に減らす、あるいは植林をして積極的に減らすということと、旧来の技術から新しい技術を入れて排出量を減らすとか、いろいろGHGを減らすことに関しては評価のしようは、するかしないかは別にして、しよ

うはあると思うんですけど、もう一方の気候変動に対して何か対応するとなると、どうしてもやっぱり災害とかそういうことになると思うんです。これは具体的にはなかなかその予測がしづらいいと言いますが、この国においてもいろいろ大雨が降ったりとか土砂災害が起きたりとかということ、それを含めてインフラを整備する際にもう少し強靱性の高いものにするとなると、どこまでするかということが結構議論になるんだろうと思うんですよね。ですから、その辺の整合性が少しわかりにくいなという印象でありまして、これは最終的には松本主査のご判断で、委員の皆さんで整理していただければいいと思います。

すみません、先に言わせていただきました。

日比委員 用語のところ、私もどこかで書いたかもしれないんですけど、その、もとのガイドラインに「地球温暖化」という単語を使っているという何か回答もいただいていたかと思うんですけども、ただ、国際的にもうほとんど「地球温暖化」って使わないですよ。GHGの排出による影響は温暖化だけではないというのが共通認識になって「気候変動」という言葉を使っていて、その「気候変動」の中の一つとして「温暖化」があるという理解になっているかなと思いますので、ちょっと「温暖化」という言葉が出てくると違和感を感じざるを得ないです。なので、本来は「気候変動」という単語に集約すべきかなとは思いますが。

松本主査 これどこかでありましたか。

日比委員 どこかで私それ書いて、そのガイドラインでその言葉が使っているんですというようなことが……そうですね、16番で。

松本主査 そうですね、16番ですね。ここで、じゃあ今の二宮委員の意見を踏まえて、用語の整理と踏まえて、この関係性を議論するというところで、よろしいですかね。

二宮委員 今、日比委員のご意見に私のを統一していただければ、もう基本的にラインとしては同じです。厳密に言うと何かそういう、先ほど申し上げた何か理屈で言うとそうなんですけれども、多分認識としては今のご意見でいいと思います。

松本主査 ありがとうございます。では、13、16のところ、改めてこれについては議論ということでありがとうございました。

そうしたらちょっと戻りまして2ページ目ですが、田辺委員のもう一つのがここにあります、5と6が田辺委員のものでありましてこれについてもまず、ではちょっとJICAの側からよろしいですか、ご回答。

柿岡 5番目です。他国際機関の規定との比較においては、エネルギーセクターに対する具体的な要件も含めて比較を行うこと。具体的には世銀のペーパーということがございますが、こちらも運用見直しはあくまでも環境ガイドライン上という観点で我々は今検討させていただいております、この世銀のセクターペーパー等もエネルギー政策そのものの内容と理解しております。

そういう意味では、この運用面の見直しの枠を超えてくる場所もございます。今

回具体的にこの対応を検討するということは別枠かと思いますが、おっしゃっているようなこのセクターでの検討そのものが重要だということを否定するものではございません。この運用面の見直しという観点では、具体的には世銀なりIFC、ADBのポリシーとの比較、それで今回のワーキンググループでの検討ということで整理させていただきたく、こういった回答とさせていただいております。

松本主査 この点、ほかによろしいですか。石炭をどう扱うかという話と密接に関係してくるんですが。

とりあえずは運用の見直しという中で、こうしたエネルギーセクターというものを見るということにはしていかないということですが、よろしいですか。

日比委員 石炭については、どこかで。

松本主査 ありますね。

日比委員 はい、後ろで。またそこで少し。

松本主査 そうですね。基本はこれ石炭の話だということだと思しますので、わかりました。では、これはまた後で石炭の話と一緒にやらせていただきます。

田辺委員には、またこの回答でもし何かあればメール上でやっていただくということで。

では6番目、同じく田辺委員ですがこれも、では。

柿岡 こちら、スライドの14の話題かと思えます。「プロジェクトレベルの環境社会配慮において、GHG排出を評価する手法が統一されていない」ということだが、IFCでは既にGHG排出測定が要件となっており、赤道原則を採択している民間銀行でも、こういった排出測定が行われていますよと。こういった各評価方法の利点・欠点を比較した上で評価方法を検討すること、というコメントをいただいておりますが、この点、スライド14につきましては「現状におけるガイドライン運用上の課題」という見出しにもございますけれども、こういった課題の中、今までJICA環境ガイドラインを運用する上でGHG排出量を評価する手法が統一されていなかったことをここでご説明しているということでございます。特にその他機関の評価手法の欠点・利点といったものをここで比較検討したいという趣旨でご説明したのではなく、これまでの課題について確認させていただいているということでございます。

松本主査 それは、裏を返せば他機関のある程度確立してきた手法については、特に今回は参照していないということでしょうか。

柿岡 これまでは利点・欠点を比較してやってきてはいないということです。

松下委員 じゃあ逆に、田辺委員の意見を引き継いで、今後こういった既に確立された温室効果ガス排出を評価する手法について、利点・欠点等を評価し、評価方法を改善することを検討していただきたいと、そういう趣旨の検討課題として提案したい。

松本主査 そこはいかがですか。

加治 評価というか、多分……

松下委員 今後の検討課題ということで。

加治 その評価自体は多分、幾つかあるので比較することはできると思いますが...

...

松下委員 現在JICAでやられている方法が、ほかの方法と比べても十分正当性があるって妥当であるという結論であれば、それはそれでいいんですが、一応比較した上でJICAの現在の評価方法をもう一回評価していただきたいという。

柿岡 すみません、確認させてください。比較は、何と何を比較すべきかと.....

松下委員 いや、この田辺委員が言われていることのとおりでして、現在ほかの評価手法があるわけですが、そういうものと比較してJICAとして適切な評価方法を検討してくださいと。現在JICAが採用されているFIT、それはそれであると思うんですが、それを再度ほかの方法と比較して、より最適なものにしていただきたいと。

松本主査 このスライドには、手法は統一されていないし、算定方法等についても統一的な考えは存在しないと書かれているけれども、田辺委員は国際機関においてはその辺りについては統一した方法がある、あるいは確立しつつあるのではないかという指摘だというふうにこのコメントでは読めるので、前提としてそうであるとするならば、そうした手法についてもJICA側が分析をして取り入れられるものは取り入れていくということなのではないだろうかということだと思っております。

柿岡 我々の理解では、その統一した方法、我々の手法というのがJICA FITという考え方。決してその国際的な手法と大きく全然違うことを、JICA FITでやっているわけではなく、そういったことも含めて我々の中で緩和策、適応策を整理した手法が、まさにJICA FITというフレームと理解しております。それをまた改めて比較しても、FITの大枠は何も変わらないという気がしております。

松本主査 だとすれば、この回答の書き方が今のようになるのではないんでしょうか。世銀等の評価手法を検討した上で、JICAはClimate-FITを開発したものであり、こうしたものについては踏まえている、というのがお答えのほうがすっきりするような気がします、いかがですか。

松下委員 そうですね、この31番のスライドにはCDM方法論とか、あるいは国内における自主的排出量取引の方法論を参照したと、そういうことでCDM方法論を参照しているわけですから、ある意味で国際的な手法も参照しているということで、そういうことであればそれでも、田辺委員の趣旨はもう既に取り込んでいるということであれば、それで結構だと思います。

松本主査 そうなんです。何かむしろそのほうがすっきりするかなと思いますが、すみません、ちょっと。

では、それでまた、そういうようなことで田辺委員とやりとりをするということで、お願いします。

では、7番目で、谷本委員よろしく申し上げます。

谷本委員 これは言葉をきちんとということで、いつものとおりです。これで結構です。

松本主査 ありがとうございます。

では、しばらく日比委員ですが、16ですね。まずはお願いします。

日比委員 そうですね、はい。

まず、この8番、9番は基本的に同じことを言っているなというのが、今読み返してわかりました。16のところ、これ表現上の問題と言えはそうかもしれないんですけども、JICAプロジェクトにおけるGHG排出の評価と、その1番目に排出削減が期待できるプロジェクト候補を確認してそれをClimate-FITを使って云々かんぬんというふうになっているんですけども、排出削減が期待されないプロジェクトのことは後ろで書いていますよということなので、そういう意味では全部カバーされているのかもしれないんですけども、ただ、こうやって資料を見ると排出削減できるものだけGHGの算定をする、基本的に19ページを見ても結局そういうことになっていて、影響評価という観点からいけば、それは特に負の影響を見る場合で言えば、削減できていればまだ問題は少なく、むしろ削減できないほうをしっかりと見ないといけないと思うんですけど、そこが今の流れでは捉えられていないんじゃないかというのがあるんですね。

これは、このプレゼンテーションのつくり方なのか、でも全体の流れとして、ここでは特にGHGの排出というのは緩和効果のある事業について評価しますということになっているというのは、JICA事業の気候変動影響を見るという上では不十分というか、いいところだけ見ようとしていると思われかねないということがあって。そもそもの考え方として、まず最初に緩和できるやつから見ますという、その思考プロセス自体がちょっといけないんじゃないかということ、この8、9では指摘させていただいております。

松本主査 回答でも、そこは余り十分な回答にはなっていないということですね。

日比委員 そうですね。19でそれ以外はしていますということなんですけれど、19についてはまた後ほど。

松本主査 そこはいかがでしょうか。

柿岡 ご指摘のとおり、16、17、18が基本的にはGHG排出の評価ですけれども、他方で、不明もしくは想定できないプロジェクトについて、19において説明しているという基本的な構成自体は、ご理解のとおりになります。

どうしても、不明もしくは想定されないプロジェクトも存在しますので、我々今、こういったものについても全くやらないということではなく、技術的・経済的に対応可能な範囲で排出削減を行うということで、今回のご説明資料とさせていただきます。

松本主査 この11番の谷本委員と一緒に議論してよろしいですか。

日比委員 近いですね、はい。

松本主査 近いですよ。なので、ちょっと8、9については、11番の谷本委員と一緒に、そこで議論させていただくということで、一旦その10番にいていただいてもよろしいですか。

日比委員 これは大きな問題で、先ほども出てきたところで、基本的にその石炭火力、石炭だけじゃないかもしれませんが、特に石炭火力のところになってくると思います。明確な閾値を設けて対応していくというのは困難ということなんですけれど、ただ、他国等ではそれをやっているケースもあるので、困難だからやらないと言ってしまっているのかという疑問が一つあると思います。

特に石炭火力の場合は、もちろんその途上国側の開発に寄与するプラスの効果というのがあるんですけども、当然ながらマイナスの効果もあると。かつ、これも後ほど別のところでも触れると思いますけれども、こういうインフラが一度できると数十年単位で、排出削減効果が固定できるという見方もできますけれども、排出も固定されますので、その後の技術革新等によってより大きな削減ポテンシャルの機会を奪うことにもなりかねない……ロックインと言っていますけれども、その部分までも考えた上で、本当に石炭火力が途上国の実用に応じた一番の技術なのかどうかというのを、地球環境面での影響も踏まえた上で検討していく必要があって、そういう検討が今のこのFAQ見直し、あるいはガイドラインの考え方でいくと十分できないんじゃないかというのが、ちょっと懸念するところです。

なので、この10番、あるいは先ほどの田辺委員のご指摘からいくと、いや、これはやろうと思えばできるんじゃないですかということ、やらないとしてももう少しいろいろ検討する余地があるんじゃないかということです。

石田委員 すみません。実は私もちょっと早く出なければいけなくて、GHGについては質問を出したつもりはなかったんですけど、どうやら1個出していたようなんです。すみません、ちょっとそれを先にやらせてください。ごめんなさい、途中で割り込む形で。

31番なんですね。インフラ事業を大型化することが多いから、ちょっと回答案を検討してくださいということで、JICAさんからのお答えは、質問を削除いたしますというふうに書いていただいています。

これについては、削除していただいてももちろんいいとは思いますが、もう一度よく質問と答えを読み直してみると、その大型化云々だけのことではない要素が多々この中には含まれているので、削除するにはやっぱり惜しいかなという気はするものですから、議長に委ねます。皆さんで決めていただければ。

要するに私の懸念は、単にその日本はよく危険確率すごく大目にとって、何かあるとすぐ早く警報を発したり道路を封鎖したりだとか、いろんな意味で早目早目に手を打つと。それから、大型化したとしても例えば津波は防ぎ切れないとか、いろんなこ

とがあるものですから、それを懸念しているということなので、ちょっと私は非常に狭義な意味での関心ですから、ここで言われるその設計・運用の計画云々はもう少し大きな気候変動のいろんな要素を含まれているということで、ちょっと私の質問自体の趣旨がかみ合っていないかなという気はしますので、ワーキンググループにお任せしたいと思います。よろしく願います。すみません。必ずしも削除する必要はないような気はいたしております。

ですから、私の意見は、必ずしも削除する必要はないのではないのでしょうかということで、願いいたします。すみません、願います。

松本主査 これ代替案としては、その「削除するか」の後の、「掲載するとしても大型化や強化だけが解答ではない」というところですが、何かそこについて言い残されることはありますか。

石田委員 ああ、そうですね。いや、わかりませんよ。Climate-FITを用いて確認を行えば、その単に大型化したり強化をビルドアップするということだけにつながらないということであれば全然いいと思うんですけれどね。よくありがちな、単に堤防を積み重ねるとか、堤防を二、三重に強化するというようなことにはなってほしくないということなんです。

松本主査 わかりました。

では、ちょっともう一度石炭に戻ります。すみません、行ったり来たりで。

では石炭、いかがでしょうか。検討できるのではないかと。できないのであれば、もう少し理由をしっかりとすべきではないかということかと思いますが。

加治 実際石炭火力に関しては、ここにも10番のコメントの回答にも書かせていただいているとおり、日比委員もおっしゃられたとおり、その途上国の現状とか経済性とかもろもろ、環境も含めてですけれども、含めて検討するというので、そういった視点から石炭火力をやる可能性も、もちろんあるかなとJICAとしては考えています。

ただ一方、その閾値を設けてというところの話ですけれども、確かに田辺委員、日比委員おっしゃるとおり、ADB、IFC等を含めて、そういった2万5,000トンであったり年間10万トン以上という、ある一定の水準を設けて、それ以上のところは毎年モニタリングして報告しなさいということをやっている国際機関も確かにあります。

ただ、我々としては確かにそれはあるんですが、最初に柿岡がお話しをしたとおり今回議論しているのはあくまでガイドライン、要するにEIAの中であるかなと我々は考えていまして、例えば2万5,000トン、我々の理解ではIFCが2万5,000トンの閾値を設けたとしても、その数値が必ずしも彼らがやっているEIA等とは結びついていないのかなと考えているところです。なので、例えば彼らが2万5,000トンとか10万トンという基準を設けて、それに必ず守るようにEIAの中で考慮しなさいというものであれば確かにうなずける気はするんですけれども、そこまでリジットな基準というものでないかと我々ちょっと理解はしているところです。

なので、一般的にEIAで言うと、例えばEIAの中で守らなければいけないのは相手国の基準、大気とか水質基準であって、そういった明確なあるものがあるためにEIAの中で検討ができる、緩和策の妥当性とかが検討できると考えております。ですので、そういった文脈の中で考えると、我々としては、例えば2万5,000トンというものを設けて、それをEIAの中でそれを基準に2万5,000トンを守るために代替案を打つとか、そういったところまではちょっと今の段階では、EIAという中では判断が難しいのではないかなと今ちょっと考えているところです。

ですので、ちょっとEIAの中での議論と、今ADB、IFCがやっているようなモニタリング報告という議論は、ちょっと我々としては別に考えたほうがいいのではないかと、いうものが前提にあって、我々のこういった回答資料等も作成させていただいているところであります。

日比委員 おっしゃることは非常によくわかるんです。ここ、最終的に私の1番の全体のところに戻る話になってくると思います。ひょっとしたら、もうこのガイドライン運用見直しの範疇は超えているのかもしれないんですけども、結局途上国がやると思ったらやりますよと、CO₂出てもやりますよとおっしゃっているに等しいんですね。いや、もう、JICAとしては、そういう立場でやるんですけど、CO₂が出ようが出まいが、開発優先、経済優先でやるんですけどという立場を明確にとっていく、何を言われてもそれでいきますということであれば、納得はしないですけど、それも一つの生き方かなと思うんですけども、それは現実的じゃないだろうと。今後、気候変動枠組条約とはどういう交渉になっていくかはわからないところもありますけれども、そうじゃないだろうという話になってくる可能性が極めて高い状況になってきている中で、気候変動問題がなかった頃のODAのあり方と大して変わらないことをおっしゃっているんですよ。それで本当にいいんですかという問いかけです。

なので、すみません。このワーキングのスコープを超えているのかもしれないですけども、そんなに時間が残されていない問題でもあるので、別ルートで早急に検討すべきことなんじゃないかと思えます。

加治 本当おっしゃるとおりだと思いますが、ただJICAとしても基本的な考えはこの別紙、後ろのほうの参照資料でまとめている緩和策、低炭素な社会づくりとか、そういった一応目標とかコンセプトは掲げておまして、それがじゃあどう数字に反映されているかというのはちょっとまた別の議論とか、しなければいけない議論かと思うんですけども、ただこういった考えのもとにやっていると考えています。

日比委員 いや、この図自体はそうだと思うんですけど、その案件案件のフィジビリティを見ていく際にじゃあほかで緩和事業をやっているからここではオーケーですよと言えるのかどうかという判断が、今のシステムではできないですね。そこが、いや、ここは石炭やるんですけども、ほかでがっばり減らしますというのが明確であれば、じゃあここはやりましょう、支援しましょうというのはありだと思うんです

けれど、そこが見えない。枠組みとしてはあるんですけども、具体的にどうだということところが今ない状態でCO2が出る事業をどんどんやっていくのはどうなんだということなんです。

松本主査 そうすると、日比委員の意見は、これはその最初の全体のところにもかかわってくる、JICA全体としてのカーボンマネジメント戦略とかそういうものの中で、仮に石炭をやるにしてもそういうしっかりとした枠をつくってやるべきであり、多分、本来的にはやらないほうがいいんだろうとは思いますが、でも、そこはガイドラインの運用を超えていると。

日比委員 そうだと思います。田辺委員なんかは、いやいや、ガイドラインの見直しの中でそれは対応できると多分おっしゃるかもしれないですけども、はい。

松本主査 じゃ、ここについて、そういうメールの議論はありつつも、ややガイドラインの運用は超えている……

日比委員 超えているのかなというのは、私の印象では、はい、持っております。

松本主査 論点としては非常に重要であるということですね。なので、今後の検討には少なくとも残し。

日比委員 はい、残していただきたいです。

松本主査 かつ、田辺委員が欠席ということもありますので、この説明でいいかどうか、あるいはガイドラインの運用のFAQにこういう文言を載せたらどうだという案があれば、またちょっとメールでやらなければいけないかなとは思いますが。

どうぞ。

清水谷委員 先ほど代替ミティゲーションの意見を出したんですけど、結局それを適応するかどうかということも、結局どのぐらいCO₂を出しているかというところをやっぱり計算しないと出てこないわけですから、その検討も今さっきおっしゃられた石炭火力のその議論と一緒に、セットでやっていただきたいと思います。

松本主査 では、そこについてはもう一度JICAにボールを投げるということにもなりますが、では引き続きメールの審議と、それで落としどころがない場合でも今後の検討課題としてはしっかりと引き継いでいくことにしたいと思います。すみません。

では引き続き、次もちょっと重いテーマですが、谷本委員のところですね。

谷本委員 私は石炭火力は思いつかなくて、この後ろにもちょっとコメントしたんですけど道路ですね。道路のほうのやはり事業がワーキンググループでもよく出てくるものですから、交通整備が特に道路、鉄道はいろいろ考察されていますけれども、道路についてもう少しきちんとしてほしいなということで、こういうふうな質問をしました。定性的なところになりますというふうに書かれていますので、そうですかとしか言いようがないので、はい。あくまで供用時に出てもそれは参考にしますという、判断は定性的なところなんですということですから、これをそういうものかなと理解しました。

松本主査 では、ここでもう一度8、9の日比委員の、本当にそれだけでいいんですかと、負の影響を与えるところについての評価はどうなるんですかという。

日比委員 そうですね。その意味でもここ、今、私もどこかでも似たようなことを言っていたような気がするんですけども、今、多分JICAさんのこの整理の中で、GHGの排出量というのは気候変動の影響そのものではないと。だから、排出量は算定するけれども、それがどういう影響をもたらすかということは評価しない。それは厳密な考え方としては、ありかなとは思いますが、運用としてはそうではなくて、その排出量の算定自体が影響評価にニアリーイコールというふうに考えていいと思うんです。なので、その影響評価の主なツールが排出削減量の測定であるという考え方にまず立てばいいんじゃないか。それはもう定量的に評価できるわけですよ、何トンと。それに加えて、そこだけでは足りない部分で、何か特に特記すべきことがあれば定性的な評価をするというのが、ここではそういう考え方がとれるんじゃないかなとは思いますが。

そうなってくると、その緩和プロジェクトでないプロジェクトの評価をどうするんだというのが出てくる。これは多分19ページのほうのと関係してくると思うんですけども。

松本主査 21、これですね、13番目。結構近いものが幾つかあるんですよ。

日比委員 そうですね、多分近いものが、この辺割とみんな関連づいているので。

松本主査 わかりました。ちょっとじゃあ、その次の13とも関係しているので、今の全部まとめていいですか。

日比委員 はい、結構です。

松本主査 まとめると、定量的にはそのGHGの排出量を測ることが、もうニアリーイコール影響評価ではないかと。そうした場合、それは必ずしも緩和につながらないプロジェクト、つまり負の影響が多く出るものについても測ることはできる。それはやらないでいいのかという議論ですよ。

日比委員 はい。

松本主査 それについてはいかがですか。

柿岡 すみません、私も勉強不足かもしれませんが、排出量そのものを影響評価と考えるのかというところで、悩ましいところがあるかなと思っています。あくまでもある一定の、EIA的にいきますと基準値があり、何か出てきました、それが超えている場合にそれを基準値より下げるとするのは基本的にこのEIA的な考え方と理解しておりまして、その基準値みたいなものがない中で排出量が出ましたというとき、何をもって評価するのかというところが、基準がない中で、それを環境影響評価と我々定義できるのかという点が、明確にお答えしにくいところかなと。

誤解を恐れずに申し上げますと、我々、開発をすると必ずCO₂は出てくると思いますが、やって減るということはまずないと。ただそれが、できるだけ小さくすると

いう試みはしなければいけないと理解しておりますが、それをではどこまで下げるのか、どのくらい下げると評価されるのか、基準というものがあるとわかりやすいのですけれども、そこに答えがない中で、限りなくゼロにするということは開発を否定するような意味も含まれてくると思います。基準がない中で排出量を影響評価することについては、逆にアドバイスいただけないでしょうか。

柴田委員 多分、アセスメントって必ず基準値がないと評価できないというものではなくて、その可能な範囲で影響が低減されていることをちゃんと確認していくのが、そのEIAのプロセスだと思うんですね。だからそういう意味では、基準値がなくても、先ほど日比委員がおっしゃられたように、削減量の算定が評価であるというのはまさしく多分そういう意味で、その算定可能な削減量でもって評価する。影響評価することはしないというふうには何か断言されると、もう何か I don't care と言っているような感じで、ちょっと私もびっくりしたんですけれども。

その算定可能な削減量でもって評価すると、その評価するときはちゃんと実施可能な削減がなされているかどうか。だからそのときに、その条件の中で利用可能な最もいい技術が適用されているかですとか、そういった観点で多分今の日本の国内の火力発電でも評価されていると思うんですね。

だから、必ずしもその閾値がないと評価できないというわけではなくて、そのときに可能な範囲でちゃんと削減の努力がなされているかどうかを評価するという意味では、算定可能な削減量を評価するというような表現が望ましいのではないかなというふうに、ちょっと今、議論を聞いていて思いました。

日比委員 そこに削減量と、私はグロスの排出量も評価すべきだと、あるいはネットでもいいんですけれども。

加治 一つ、我々も議論があったのは、一つの算定、試算したところで、ちょっとその閾値という話が違うという話もあるかもしれませんが、それを比べるものがまずないと、その後一般的にEIAで言われているように緩和策を打って、どれまで下げればオーケーという判断ができるのかということが非常に難しい。もちろん下げなければいけないというのは重々承知はしているんですけれども、例えばAトン出ました、それを何か代替案や緩和策打ってBトンまで下げました。それでオーケーと果たして言えるのか、そこがまた一つ難しいなというところがあって、そうなってくると、ある意味日本のアセスも結構火力そうだと思いますけれども、努力目標的に、定性的に最新のものを入れますであるとか、削減に努力しますという記載がアセスなどは多いと思うんですけれども、となると我々も提案しているように、ある意味定性的な取り組みになるのではないかなと考えたところなんです。

なので、そうなると、あえて数値を出して比較する意味がどこに出てくるのかなというところが、ちょっと我々もなかなかうまく回答が見つからず、結局、結果としての定性的に技術的・経済的に可能な範囲で努力はしますという文面に、一般のアセス

にもあるように、日本のアセスにもあるような文面に今とどめているところではあるんですけども。

日比委員 すみませんね、私が何度も。ただ、そこが、私の一番最初のやっぱり全体のところにかえってくると思うんですよね。これまでのアセスの考え方で対応し切れない問題だと思うんですよ。その対応できない問題、対応できないのにそのツールを使い続けていたのでは、問題は解決されないでしょう。EIAの範疇ではオーケーかもしれないですけども、それは本来の目的ではないはずですよ。

今のこの対応でいくと、大げさに言えば、いやあ、まあしようがないよね、と言っているに等しいと思うんですよ。

加治 しようがないの中でも努力はしますけれど……

日比委員 ただ、この温暖化の問題、要はCO₂でもう明確に測れるんですよ、影響、ニアリーイコールの指標があって。例えば自然環境、生態系というのは明確な数値指標だけで評価できないですけども、気候変動の場合はそれができるので、どこまでやらないといけないかというのは確かに国際的な議論もあるところですけども、ただIPCCなんかではもう今世紀半ばまでに半減、今世紀の終わりには実質ゼロに持っていけないとプラス2度以内におさまらないというのは、これは出ているわけですよ。

だから、そこに対して、じゃあこれでいいのかという話。いや、でもそれが日本のJICAの立場なんですということであれば、もう何も言えないんですけども、そうじゃないはずだと信じたいというところなんです。

なので、多分結局ここだけで答えが出る話ではないと思うんですけども、気候変動問題の状況、現実を考えた場合に、このFAQでは、いや何もしませんと言っているに等しいと、これを英語にして海外の人が読んだら、JICAは別にCO₂出したっていいんだと言っていると解釈されても仕方がないなというふうに受けとります。

松下委員 余り議論に貢献する、取りまとめに貢献する意見じゃないんですが、日比さんの意見に触発されて、ちょっと。

9月に国連で気候変動に関するサミットが開かれて、そこでいろいろ正式の会議の後でもいろんな会議があって、一つの動きとしては石炭火力発電に対する投資をやめる、そういうファンドがどんどん出てきたんですね。彼らが言っている理由としては、それは経済的にも環境的にも石炭に対する投資をしないことは合理的だと。どうしてかということ、石炭を開発している会社が持っている石炭、そのうち8割はもういわば資産ではなくて不良債権であると。どうしてかということ、今、日比さん言われたように、2割を使ってしまうと2025年の目標がもうオーバーしてしまうと、だから2割ということ的前提とすればもう、2025年上昇、2割残されていることを前提とすると、もう2割しか使ってはいけないと、8割はもう使えないものだという議論ということを一応紹介しておきます。ちょっと議論、今回の取りまとめには貢献しません。

松本主査 すみません、間もなく5時になってしまうので、私の立場からいくと、議

論を一旦とめる方法を考えなくてはいけないんですが、一応具体的には今、柴田委員あるいは日比委員のほうから、算定可能な削減量及び排出量については、やはり算出をすると、評価するという言葉が使われたわけですが、どういうふうに評価するかというのはまた議論のあるところかもしれませんが、少なくともやはり何か、できない、想定しないではちょっとだめだろうという意見が、どう考えても今、委員の中には中心を占めているように思えますので、ちょっとこれについては引き続き議論が必要かなというふうに思いますので、継続でメールでここはやりとりをするということによろしいですか。

すみません、それで今11までいったんですが、12の田辺委員はこれはまた閾値の話なので、今度は石炭ではありませんが、やはりその閾値あるいは石炭については検討課題であり、必要に応じてまだメール審議をするというふうに先ほどしましたので、これについても同等の扱いをさせていただきたいと思います。

13番、これも多分似ているかと思えますけれど。

日比委員 はい。これはもう先ほどの議論と基本的、本質的には一緒ですので、検討が必要ということで大丈夫です。

松本主査 はい、検討します。

14につきましたは、では谷本委員。

谷本委員 これまた言葉を、確認です。結構です。

松本主査 ありがとうございます。

では15、塩田委員、お願いいたします。

塩田委員 いわゆる供用時の削減量というのを具体的に記載しているかどうかという質問ですが、それに対しては、確定していることがなかなか難しいので調査を実施しながらそのような方向で考えておきますよという、そういう回答がありましたので、それはそれで良いかなと思います。

松本主査 「必要に応じて」というふうな回答になっていますが、ほかにこの点、いかがですか。この削減量の記載という意味では、今までの議論にちょっとつながるところもあるんですが、よろしいですか。では、これはよろしいということで。

では、続いて16番。スライドの18と20について、日比委員が16、17、18……

日比委員 ちょっと続きますが。16番はその用語の話で、もう先ほど二宮委員のおっしゃったところで触れたとおりなんですけれど、「地球温暖化」「気候変動」という用語の使い方をちょっと、ガイドライン上で使っている用語に引きずられているところもあるんですけども、ちょっとその国際的な現状と合わなくなっていて、それが誤解につながる可能性があるんじゃないかなということで、検討をお願いしたいと思います。

松本主査 これはどうなんですか。「気候変動（温室効果ガス排出）」……

日比委員 ここのチェックリストのところで言えば一番すっきりするのは、GHGの

排出量を測定する、あるいは評価するというのが一番うそ偽りなく、わかりやすくていいんじゃないかなと思いますけれども。

松本主査 いかがですか。

加治 我々、一つの理由は、ガイドラインのチェックリストに「地球温暖化」という言葉があるというのと、後ほど説明差し上げます適応のほうは基本的には環境影響のほうで見ないということも提案しておりますけれども、それも明確にするためにも、あえて「地球温暖化」、あえてそのGHG排出のほうにわかりやすくしたというところですので、これはそこが「気候変動（GHG排出）」、ただし「など」というのがちょっとわかりにくいですが、GHG排出というような形であれば特に誤解は生むことはないのかなという気もしますが。

柿岡 逆に「気候変動」にすることによってわかりにくくなるのではないかというところもあるんですけども、この括弧書きのGHG排出というところで、ある程度共通理解を得られるというのであれば、一つの方法としてはあり得るかとは思いますが。

松本主査 何もつげずに「GHG排出」というふうにしてしまうということですかね。それが一番すっきりするというさっきの話ですけども。

では、これについては最終的にどうされるかは、また改めてご連絡をください。

17番です。

日比委員 次はベースラインのところですね。先ほどご説明のときにも、必ずしもBAUだけではないんだというご説明があったので少し安心なんですけれども、むしろ原則がBAUではなくて、原則将来的な動向を検討すべきなんじゃないかと。その結果BAUだったというのはあると思うんですけども、BAUを原則にするというのは、現実的にはおかしいかなと思います。

特に、やっぱり途上国で人口も増えている、経済も伸びているという、どんどん開発が進んでいく、一方で新しい技術も導入されていくという中で、BAUをベースラインにしていくというのは、ちょっと乱暴かなというふうに思います。

なので原則はその将来的な動向、あるいはその対象国の状況も勘案したベースラインに、やはりすべきかというふうに思います。

松本主査 いかがですか。

加治 恐らくここでちょっと、確かにBAUと言うといろいろと、EIAのBAUなのかとか、ちょっとこれは混乱を生むところはあるかと思うんですが、一応プレゼンのほうでは余りBAUという言葉は使わずに、基本は要するにベースラインシナリオを検討するということになると思います。それがイコールBAUになるのかもしれないですし、日比委員がおっしゃるとおり、将来的な変化も踏まえた上でそのベースラインシナリオを考えるということにもなると思いますので、一応プレゼン等の中では、スコーピングのベースラインは事業が実施されずに現在の傾向が継続した場合と、かなりバッファを持たせた記述にもしておりますので、そういった意味で一応、日比委員のおつ

しゃる指摘の点は、この点で我々ももちろん十分考慮していると考えていただければと思いますけれども。

日比委員 それがこれで含まれているということであればいいんですけど、ただ私が読んだ限りでは、原則として事業が実施されずに現在の傾向が継続する場合の排出量というのが、そこまで含まれていると直感的には思えません。事業がなくて今の状態が続いた場合というふうに読めるので、そこはもう少し幅があるというのが明確にわかることを「原則」として表現していただきたいなと思います。

松本主査 そこはよろしいですか。今、加治さんのほうからはベースラインシナリオというものは必ずしもBAUを前提にしているわけではないというご説明があったので、そこを踏まえた表現を、FAQに反映されるかどうかちょっとわからないですが、一応そういう理解でいいということであれば先へ進めるかなと思うんですが、よろしいですかそういう理解であるということ。じゃあ、よろしいですか。

日比委員 はい。

では18。これも一番最初とも絡んでくるんですけども、工事中と事業供用開始後で比べて軽妙だから考慮しなくていい性質のものではないんじゃないかということ。なので算定すること自体は、データがある・ないというのはあるかもしれないですけども、そんなに難しくはないはずで、JICAの気候変動への影響というのか、そのCO₂あるいはGHGの排出量というのは、できる限りちゃんと測っていくというのを原則にすべきかなと。

よほどデータも何もない、さっぱりわからないものはしなくてもいいというのはあると思うんですけども、工事中といたら小さいかもしれないですけども、そんなに検討自体は難しくないんじゃないかなと思うので、フォローしない場合はそれを何か代替的に係数掛けて工事中はこれだけ相当と評価しますとか、そういう形で、ゼロとみなすのではなくて、何らかの形で排出があってそれをちゃんと認識していますという形にしたほうがいいんじゃないかなと思います。

松本主査 いかがですか。

柿岡 我々もゼロとみなしているわけではありません。おっしゃっていること、表現ぶりかなと思いますが、原則は評価をすべきと考えるというご指摘も踏まえているつもりです。プロジェクトの特性に合わせて必要性を検討するということで、最終的にはゼロとみなしているわけではなくて検討はすると。ただ、やはり圧倒的に大きいのは供用時かと思しますので、我々一番注目すべきところはそういうところではないかという観点でコメントをさせていただいている経緯がございます。

日比委員 多分、表現の問題なのかもしれないですけども、そこ、「ただし」が逆にしたほうがいいんじゃないかなと。工事中も検討する、ただし、例えば方法論がない場合とかデータが無い場合などは、その限りでない、と。要は費用対効果の問題だと思うんですけども、それが不適當な場合は工事中に限っては排出量の算定まで

行わないこともあり得るという。どちらを原則にするかということだと思っておりますけれども、原則としては検討すべきだろうと思います。

加治 これも最初の議論であったように、我々も算定することはできるとは思うんですね。単純に排出係数を掛けて燃費とか出せば多分出ると思うんですが、ただ、やはり我々ひっかかっているのは、出して、ちょっとまた同じように戻りますけれども、どこまで下げるとか、それでどこで妥当と判断できるのというのはなかなか見えなかったのもあるのが一つの理由と、もう一個、一般的にも多分CDMの方法論等でも、ちょっと狙いは違いますが、ああいうオーソライズされた方法論で恐らく一般的には工事中までは考慮はしていないと理解はしておりますので、そういった面も含めて総合的に、あと柿岡がお話ししたとおり一般的には事業実施と供用時と比べては非常に少ないだろうと思われるのかなという判断から、今ちょっとこういった記載にはさせていただいているところではありますけれども。

清水谷委員 いいですか。関連して、私似たような質問を25番でやっています、これも結局、工事中の評価における巨大インフラの工事において、CDMの考え方からすると原材料も入ってきます。もちろん、その排出したのはそのセメントメーカーが出したという形になるかもしれませんが、使う、それを買って使って工事していくわけですから、結局買う、そういうニーズがなければメーカーもつからないわけですし、関連しているわけですから、その一つの提案は工事中の行為の中に、巨大インフラで例えばセメント、例えばインドの500キロもあるような鉄道をつくる時に、どれだけ多くのセメントを使うのかということころを想定したら、先ほど議論にあった2万5,000トンどころの話ではないですよ。ですからそういうところCO₂も、このたび検討の中に入れていただきたいと思います。と思っています。

松本主査 清水谷委員のほうは一応適用のほうに書かれていますが、そういう原材料のところにも含むところですが、いずれにしろちょっとここも着地点を……

日比委員 あと一つだけ、その確かにCDMの方法論との兼ね合いもあるんですけども、CDMの場合不完全とはいえ京都議定書で減らす、それこそその基準があるんですよ、ここまで減らしなさいという。それがいい中で、ここは軽妙だからオーケーというのはやっぱりちょっと、それでいいのかというのはある。CDMも少なくとも附属書 国は減らす目標を持っている中で、それは比較して少ないからいいでしょうという考え方を取っている。これは、ほかでちゃんと減らすという前提があるからいいと思うんですけども、このJICAの事業の場合はそこがないですから、ここは小さいからオーケーと言っていると、どんどん積もって排出が増えていくことになると思うので、CDMとは考え方を分けるべきかと思えます。

松本主査 積み重ねで一体JICAがどのくらい排出に貢献してしまっているかというのを見えるようにしていくということで、その個々のプロジェクトの評価だけではないということころは、日比委員の一貫したポイントなんだろうと思います。

日比委員の これは提案なんですけれど、むしろJICAはGHGの排出量は測定します、測定するに当たっては方法論がある事業についてはこうやってやりますと。それで例えば事業における排出に係る排出の、何割かわからないですけど例えば8割方は多分それで測定できますと。ただし工事中のものとかそれ以外、方法論がないものとか等々は割愛するというような考え方が提示されれば、まだわかると思うんですけど、今のやつだと排出量を測るのではなく、削減効果のあるところだけを測っていますというふうにどうしても見えてしまっています。それよりも実際出ている部分ってどうなんだというところが見えてこないのが一番不安になるところなんですよね。

松本主査 ちょっと時間もあれなので、FAQの文言とは直接関係あるわけではないかもしれませんが、やはりこういうものの考え方を今後、我々のガイドラインの運用にもかかわってくるので、ちょっと今のところ工事中についての文言についてはもう一度JICAのほうにお返してよろしいですか。ちょっとご検討ください。というものがここから増えていっちゃう可能性はありますが、すみませんがよろしく願います。

もしこの工事中のことで何かほかに委員の方でご意見ありましたら。

そして、また19で。

日比委員 19はこれも何度か触れております。基本的にその排出、緩和プロジェクトでないところをどう測定評価するのかというのが、今のこの流れだとどうも納得できないところがあるということです。

松本主査 ここですね、その最後の温室効果ガス排出量を算定することは想定していないということについては、やっぱり異論があるというところですね。これはでも、先ほど清水谷委員も柴田委員も言っていることなので、これは、ではあわせてこのところについてはやっぱり再考をお願いしたいというのが委員としての意見であるということかと思えます。

日比委員 そうですね。次も今の19番に付随する質問ではありますので、方法論、これはいろいろあるんじゃないですかという話です。

松本主査 わかりました。これは先ほどの柴田委員のところですよ。基準値がないからといって別にその評価ができないというわけではないんじゃないかという意見、よろしいですかね。ではここも一緒に考えると。

では、21番。

日比委員 これもこれまでいろんなところで議論してきていますので。

松本主査 それはいいですか。

日比委員 はい。結構でございます。

松本主査 では22、23、作本委員

作本委員 適応策というその定義を、私はやっぱり先ほど削減、柴田さんが議論されている削減のことが気になっていたものですから、これを「策」と言えるのかとい

う、そういう問題意識からです。

その意味では22番も、3番も、ここも方法論、「論」というと何か我々は使いなれている言葉なんですけれども、何だ一つの議論に過ぎないのかということで、これだけ議論広がっているのかななんて思ったものですから、言葉尻で申しわけないですが、実はもう既に柴田さん、日比さんから先ほど議論されている削減の部分をどうするかということ、そこだけの問題です。ですから、これ自体特に回答以外に今のところは特にありません。

松本主査 「論」がついていても、どうですか。

作本委員 これから引用したという論拠があるなら、それで結構です。

松本主査 わかりました。ありがとうございます。

では緩和策の部分についてはここまでですが、よろしいですか。

では続いて適用のほうに入りますが、25番の清水谷委員、よろしく願いいたします。

清水谷委員 先ほどの工事中の件にまとめていただいて、検討の一つとしていただきたいと思います。要は、とにかくセメントを利用する開発事業においては、かなりそのCO₂を使用するという認識に立って特段の注意を払っていただきたいなところがあります。

加治 これはちょっと先ほどの工事の議論と私ちょっと違うのかなと思っています。これはある意味、原材料まで追って、そのもとの排出という趣旨でしょうか。

清水谷委員 そうです。ですからそれを評価するときには、工事段階に入れるという形になるのかなというふうに考えたので、そういう。

加治 すみません工事段階では、これはセメントを生産した工場から出るCO₂排出量も見るということでしょうかね。私のイメージでは、工事というのは工事中の重機とかそういったものによる排出という理解であったんですが、これは原材料まで見ていかなければならないと。

清水谷委員 はい。なぜこういった意見を出したかということ、やはり日比委員が最初におっしゃられたように、JICA事業で一体どれだけそのCO₂削減に貢献したのかとか、そういうことをやはり考えていく必要が今後必要だろうと考えられます。

先だって、そのインドにおいて500キロもあるような鉄道事業等が出てきたときにも、その工事中の影響というのをやはり単なる工事車両の話だけで終わらせてしまっていて、結局その原材料を含めるとかなり別の観点、こういった観点からCO₂の排出というのがたくさん出てきていたのに、議論ができなかったと。結局何か議論する上で、今のところの議論というのは片手落ちではなかったのかというふうに感じているわけで、今後その大型で特にセメントを大量に使うような事業においては、何か特別な配慮を検討していただきたいということが主な趣旨になります。

加治 私の理解間違いでしたら申しわけないんですが、となると例えば石炭火力で

鉦山まで見るのかとかですね。これはCO₂だけに限らず、EIAというところでも発生的とか二次的とか議論も以前ありましたけれども、ちょっとそこも考慮して考えないと、何か一概にセメント工場からのCO₂を見るというだけでは、ちょっとなかなか判断できない気もするんですけども。

清水谷委員 今その火力発電所であれば、そのファシリティそのものは結局CO₂を出しているわけではないですよ。結局石炭を買ってきてそこで燃やすことによってCO₂が出てきているわけで、でもそれをCO₂として計算しておられると。結局そのファシリティをつくるに当たってどれだけCO₂を出したかということも本来検討というか、考慮すべき部分だとは思いますが。

日比委員 そこは私が思いますのは、その原材料のカーボンフットプリントを評価すれば、サプライチェーンの中からより排出の少ない原材料を選択していく足がかりになっていくと思うんですね。それをしないと、要はそのサプライチェーンの中でどれだけCO₂が出ているかと全く見ずに、ほかの要素だけで原材料を選んでいくことになっていって、それは結果的にCO₂大量に、それこそセメントのように排出している原材料を選んでしまうことにつながると思うんですね。

だからそういう意味ではこの原材料の部分って確かに非常に重要なポイントになってくるんじゃないかなとは思いますが……少なくとも企業セクターなんかでは、もうそこまでボランタリーに見る動きが出てきていますから、見るべきだろうとは思いますが。どこまでそれが事業計画の中に反映されていくのかというのは、またちょっと次の段階の話なのかもしれないですけども、少なくともそれを認識、どれだけCO₂を排出する原材料を使っているかというのを認識する必要は、本当はあるんじゃないかなと思います。

加治 確かにおっしゃるとおり、CO₂で気候変動の中でも、例えばEIAの中でもサプライチェーンまでさかのぼって見る等の考えはあるかとは思いますが、実際にJICAのプロジェクト等でサプライチェーンのところまで見るとなると、恐らくCO₂だけの話ではなくEIAそのものの運用にもかかわってくると思うんですけども、本当じゃあセメントだけでいいのかという議論であるとか、さまざまなところはかなり広範囲に影響を及ぼすと思うので、なかなか今の段階で、はいと言うのは非常に難しいなと感じて、もちろん重要性、いろんなところで議論されているのは認識はしておりますけれどもという感じなんですけど、どうですかね。

松本主査 ここはどうしますか。例えば人身売買とかもちろんいろんなものありますけれども。

清水谷委員 今は運用の見直しというところの議論なんですけれど、ぜひこれを何か、ガイドラインの見直しだとかの将来検討するときには、ぜひ検討していただきたい内容だと思っております。

松本主査 では、今の原材料を含め、サプライチェーンにかかわるさまざまな環境

社会影響については、今後のそのガイドラインの見直しに向けた検討課題ということで書き残しておきたいと思います。よろしいですか。

では次、26番、作本委員お願いします。

作本委員 すみません、このFITというの、何の略語なんですか。英語でClimate-FITという、FITのこの英語は何か、今手持ちがあればですけど。これに適応策という言葉が入っているんだと思うんですが、過大な名前なんじゃないかと私は。適応策といったらやっぱり削減策まで入っていて適用策というのならいいんだけど。今わからなくて結構です。

松本主査 Finance Impact Toolということですか。

作本委員 ファイナンス・インパクト・ツール、そうですね、わかりました。

やっぱり私、さっきと同じで削減できないものを策だと、削減につながらないものをこれ適応策だと「適用策」ならまだいろんなあれで「適応策」と言っているところに全く何か、頭で納得できないものがあるって、やっぱりこれ、来年COP21が開かれずし、今、国際的な議論の中でそちらにむしろ協調して日本も対応する、JICAさんが対応していくというような形の、そういうような表明のほうが僕は、ここには出てきませんけれども、先は明るいんじゃないかなと思いますね。JICA独自でやれという、かなり難しさがあるということ。

私はそれで、これはもう了解です。

松本主査 わかりました。

では、27番。

日比委員 これはいいです、もう時間もあれですし、これはこのままで。

28番ですけども、ここは、ありがとうございます。質問でしたので、とりあえずどういうのがあったのかというのを知りたかったので、ありがとうございます。結構です。

29、これは、適応策のいわゆる技術的な評価だけじゃだめなんじゃないかということとを申し上げていて、いやいや技術的観点とは能力強化とか、ほかにも含まれていますよということなので、そういうので含まれているという点については安心しましたが、世の中の人には聞いてわからない、普通に読めば技術的なことしか見ていないというふうに読めるので、このご回答いただいているなお書きの後ろが明確にわかるような文章にさせていただければと、お願いしたいと思います。

柿岡 技術的というと、恐らく一番イメージしやすいのは構造的な対応なのかなと思います。ただし、我々は技術協力も含めて非構造物対策、例えば住民の教育的なこともソフトコンポーネントとしてやっているの、技術協力プロジェクトということも含めて技術的観点とし、もう少し広義のイメージで使っています。

日比委員 そこはよくわかりました。ただ、特にFAQという観点でいけば、そこまでを認識されていない方にもわかるような、多分適応って本当、ここにも書きました

けれど、その構造的なところよりも、むしろその周辺ソフト的な運用等々のほうが力点がもう置かれるようになっていきますので、そこがこの技術的観点に含まれているというのを明確にさせていただければと思います。

松本主査 今みたいに「技術・ソフト面」とかかすると、少しわかりますね。

では、続いて27の回答案ですが、谷本委員。

谷本委員 これは土木学会の用語なので、全てのを確認しました。結構です。

松本主査 先ほどの、石田委員に任されてしまっていますが。

日比委員 ここは、そういう意味では先ほどの私の29番も関連するのかなと思いついて、Climate Proofing というのは何もハード面だけの話ではないということは、逆に回答の中に含めていただけるといいのかなと思うんですけども。

松本主査 そうですね。そうすると対応可能ですね。

そこはご検討いただいて、FAQの回答のところにソフト面での対応みたいなものについても盛り込んでいただくということで、ちょっと文案をご検討いただければと思います。

32番、谷本委員ですね。

谷本委員 これも先ほど申し上げました、要するに削減効果がないということで、至らないということですから、道路関係は。ですから、評価は行うけれども適応策は考えないと、適応策には持っていないというふうな理解ですね。そういうことで、わかりました。

松本主査 ありがとうございます。

これで一応、すみません。30分もオーバーしていますが一応最後まで来たということで、ただ、積み残しは結構ありまして、田辺委員がご欠席ということもあって、田辺委員絡みのところは改めて回答をお送りいただいた上で返答を聞くということになります。

それから、排出量の評価、測定・評価については、緩和が見込まれるもののみということについてはいろんな意見が出ておりますので、ここについては再度メールで審議が必要であると。

それから、田辺委員の出方、反応によっては、改めてその石炭の話、あるいは閾値の話というのはあり得るかなというふうに思います。

一番大きいのは、算定可能な排出量とか削減量というものを測るかどうか、評価するかどうかという点で、その評価も基準値が必ずしもなくてもできるのではないかというご意見に対して、改めてJICAのほうで検討いただきたいということになるかと思えます。

それから、ベースラインについてもシナリオというものがもう少し広く捉えられていることですね。それから、コメント、気候変動、GHG排出などのこの辺の表現についても検討と。

それから18番目、工事中ですね、これについても検討をお願いしていると。

19、20についても温室効果ガスの排出量の算定を想定していないという基準ですので、これについてももう一度ご検討をいただきたいということでもあります。

25、原材料あるいはサプライチェーンについては、今後の課題ということで出されています。

というような感じで、あと今最後のところ、細かい文言としてはソフト面での対応というものもFAQの中に入れ込んでいただきたいというような、こういったご意見であるかと思えます。

まだちょっと積み残しが結構あるかと思いますが、よろしく願いいたします。

委員の方々、ほかに何か、ちょっと量が多かったのであれですが。

日比委員 すみません、それで21ページのそのFAQ自体には何も意見をしていないんですけども、このままでオーケーということではなくて、この議論を反映させた形にしていただければなど。

特に、ここでその問い、この緩和効果がどうかという以前に、JICA事業でどれだけ排出削減しているんだというほうが、まず先に来る質問なんじゃないかなという気がします。

なので、どれだけ排出していますかという問いがあって、その次に、ではどんな緩和策、緩和効果がありますかと、あるいは評価していますかという順番でないと、これも何度も申し上げましたけれども、何か緩和の効果だけを評価しているように見えてしまって、本来そうではないはずだという。

松本主査 今のはその突拍子もなくというわけではなくて、今までの議論を踏まえると、その緩和効果だけではなくて、そもそも、そのGHGの排出を含めた負の側面の測定についての言及が必要ではないかということと関係しているのかと思えます。

松下委員 新しく問いを一つ立てるわけですね。問いとしてはJICA事業による温室効果ガス排出量の評価をどのように行っているかとか、そういう辺りですね。

日比委員 はい。それか、もう、もっとストレートに、年間何トンですかみたいな。まあ年間じゃないかもしれないけれど、JICA事業により。

松下委員 JICA事業、全体で。

日比委員 私は全体で本来は把握すべきだと思います。冒頭に申し上げた、案件ごとに見るということではなく。

松下委員 事務局も大変だと思うので、もしそういう問いの提案があるのであれば、メール審議の過程で文章で出していただいたほうがいいですね。

日比委員 わかりました。

柿岡 問いをいただいても、それが答えられるかどうかはまた別問題ということでもよろしいですかね。

日比委員 はい。

松本主査 ただ、議論からいけば、今の問いの中でいくと、事業効果の把握であり、というところに限定しているというところに対して、いろんな意見が出てきたと思いますので、本当にその限定だけでいいのかという聞かれ方もあり得るのかと思いますので、ご検討いただければというふうに思います。

以上です。30分も超過してしまってすみません。今回、これで終了しますので、JICAに最後お渡ししますが、次回のアナウンス等。

柿岡 ありがとうございます。長時間にわたりどうもありがとうございます。

少なくとも現時点で、田辺委員に現在の案を共有させていただいて、コメントがあればまたあわせて対応策をメール審議でご議論させていただきたいと思います。

次回の全体会合までに結果をまとめられるかどうか、その時の状況に応じてまたご相談させていただきたいと思いますので、ほかのワーキンググループとスピード感等異なってくるかもしれませんが、引き続きご協力いただければと思います。

どうもありがとうございました。

午後5時35分閉会